

小松都市計画地区計画の変更（小松市決定）

都市計画沖周辺地区地区計画を次のように変更する。

| | | |
|--------------------|------------|--|
| 名 | 称 | 沖周辺地区地区計画 |
| 位 | 置 | 小松市沖町、不動島町、清六町、三田町の各一部 |
| 面 | 積 | 約32.5ha |
| 地区計画の目標 | | <p>本地区は、本市中心部から南東方向に約1kmに位置し、中心市街と新市街地の間に位置している。</p> <p>都市の骨格を形成する中環状道路である(都)幸八幡線及び(都)沖白江線の沿線地区であり、交通の利便性の高い地区であることから、商業地及びそれらと一体となった住宅地として整備・育成していく必要がある。</p> <p>このため、地区計画の策定により計画的な市街地整備を図り、広域商業機能を有する幹線道路沿線にふさわしい健全な商業街区及び良好な居住環境を備えた住宅地として整備し、ゆとりある都市空間の形成を目指すものである。</p> |
| 区域の整備・開発及び保全に関する方針 | 土地利用の方針 | <p>小松市の広域商業機能を有する商業街区の形成及び良好な居住環境を備えた住宅地の形成を目標として、周辺地域と調和した利便性の高い良好な環境を有する土地利用を図るものである。</p> |
| | 建築物等の整備の方針 | <p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、健全な商業地及び住宅地を育成するため、用途の制限、敷地面積の最低限度、容積率の最高限度、建ぺい率の最高限度、壁面の位置の制限、建築物の高さの制限、建築物の形態・意匠の制限、垣・さくの構造の制限により良好な環境の確保を図る。</p> |

| | | | | | |
|--------------|---------------|--|---|--|----------|
| 地区整備計画に関する事項 | 地区の区分 | 地区の名称 | 商業地区 | 沿道サービス地区 | 住宅地区 |
| | | 地区の面積 | A=約18.4ha | A=約7.6ha | A=約6.5ha |
| | 建築物等の用途の制限 | 次に掲げる建築物を建築してはならない。 ① 自動車教習場 ② 倉庫業倉庫 ③ 畜舎 | 次に掲げる建築物を建築してはならない。 ① ボーリング場、スケート場、ゴルフ練習場 ② マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、馬券・車券発売場等これらに類するもの ③ 劇場、映画館、演芸場、観覧場等これらに類するもの ④ 自動車教習場 ⑤ 倉庫業を営む倉庫 ⑥ 畜舎 | 次に掲げる建築物を建築してはならない。 ① ボーリング場、スケート場、ゴルフ練習場 ② 自動車教習所 ③ ホテル、旅館 ④ 事務所及び店舗その他これらに類する用途に供する部分の床面積が1,500㎡を超えるもの ⑤ 畜舎 | |
| | 建築物の敷地面積の最低限度 | 165㎡ | | | |
| | 建築物の容積率の最高限度 | 200% | | | |
| | 建築物の建ぺい率の最高限度 | 60% | | | |
| | 壁面の位置の制限 | <p>1 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面（以下「壁面等」という）から道路境界線又は隣地境界線、公園、水路（以下「隣地」という）の境界線までの距離の最低限度は、次に掲げる数値とする。</p> <p>①都市計画道路幸八幡線及び沖白江線については、1.5m</p> <p>②前号掲げる道路以外の道路の道路境界線又は隣地等の境界線については、1.0m</p> <p>2 次の各号に該当するものについては、前項の規定は適用しない。</p> <p>①道路境界線に係る壁面等の後退において、壁面後退部分に係る床面積の合計が5㎡以内であり、かつ、軒の高さが3.0m以下の独立した車庫及び物置その他これに類するもの</p> <p>②隣地等の境界線に係る壁面等の後退において、壁面後退部分に係る床面積の合計が5㎡以内であり、かつ、軒の高さが3.0m以下の独立した車庫及び物置その他これに類するもの</p> | | | |

| | | | | |
|---|---|---------------------------------------|--|------|
| 地区整備計画 | 地区の名称 | 商業地区 | 沿道サービス地区 | 住宅地区 |
| | 建築物等の高さの最高限度 | 建築物等の高さの最高限度は、地区の区分に応じそれぞれ次に掲げる数値とする。 | | |
| | | 31m | 20m | 15m |
| | 建築物等に關する事項 | 建築物等の形態、意匠の制限 | <p>1 建築物の外壁の色は、白、グレー、茶等を基調とし、また屋根の色は、黒、グレー、茶等を基調とした落ち着いた色調とするとともに、形態又は意匠は、都市景観上支障がないものとする。</p> <p>2 広告物は自己用とし、色彩、装飾、大きさ等により美観風致を損なわず、都市景観形成上支障のないもので、次に該当するものとする。</p> | |
| <p>① 建築物の屋上以上及び屋根面に設置しない。 ただし、陸屋根で四方をパラペット等で立上げ囲う場合は、除く。 また、広告物の表示面積は、表示する壁面面積の1/5以下とする。</p> <p>② 表示面を含め壁面後退部分に設置しない。</p> <p>③ 独立広告物は、高さを6m以下とし、表示面を含めて壁面後退制限範囲内に設置しない。</p> | | | <p>① 建築物の軒高以上及び屋上に設置しない。 ただし、陸屋根で四方をパラペット等で立上げ囲う場合は、除く。 また、広告物の表示面積は、表示する壁面面積の1/5以下とする。</p> <p>② 表示面を含め壁面後退部分に設置しない。</p> <p>③ 建築物と同一敷地内に設けることのできる独立広告物は、1基まで、かつ高さを6m以下とするもので、表示面を含めて壁面後退制限範囲内に設置しない。</p> | |
| 垣又はさくの構造の制限 | <p>道路に面して垣又はさくを設ける場合（壁面後退区域外に設ける場合を除く。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>① 高さ1.5m以下の生垣又は植栽とする。</p> <p>② 高さ1.5m以下の透視可能な鉄さくやフェンスとする。</p> <p>③ レンガ、タイル、化粧ブロック、石、その他これらに類するものを設置する場合は、高さ0.6m以下とする。また、透視可能なフェンスを組み合わせた場合は、全体の高さを1.5m以下とする。</p> | | | |

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

根上町、寺井町、辰口町が合併し、能美市になったことから、従前指定していた小松能美都市計画区域の一部（小松市）を一つの都市計画区域である小松都市計画区域とし、一体の都市として総合的に、整備、開発及び保全を図ることとしている。

今回、この区域再編に併せ、小松能美都市計画地区計画を小松都市計画地区計画への名称の変更や用語の改正等を行うために地区計画を変更する。

また、区域区分の変更により市街化区域に編入される三田地区について、計画的な市街地整備が実施されるため、本地区計画区域を拡大し、本地区計画区域の変更を行う。

小松能美都市計画地区計画の決定（小松市決定）

小松都市計画地区計画の変更（小松市決定）

小松能美都市計画沖周辺地区地区計画を次のように決定する。
都市計画沖周辺地区地区計画を次のように変更する。

朱書は変更前

| | | |
|--|------------|---|
| 名 | 称 | 沖周辺地区地区計画 |
| 位 | 置 | 小松市沖町、不動島町、清六町、三田町の各一部 |
| 面 | 積 | 約 29.9 h a 約 32.5 h a |
| 関 区 域 の 方 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 に | 地区計画の目標 | <p>本地区は、本市中心部から南東方向に約1 kmに位置し、中心市街と新市街地の間に位置している。</p> <p>都市の骨格を形成する中環状道路である(都)幸八幡線及び(都)沖白江線の沿線地区であり、交通の利便性の高い地区であることから、商業地及びそれらと一体となった住宅地として整備・育成していく必要がある。</p> <p>このため、地区計画の策定により計画的な市街地整備を図り、広域商業機能を有する幹線道路沿線にふさわしい健全な商業街区及び良好な居住環境を備えた住宅地として整備し、ゆとりある都市空間の形成を目指すものである。</p> |
| 区 域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 に 関 する 方 針 | 土地利用の方針 | <p>小松市の広域商業機能を有する商業街区の形成及び良好な居住環境を備えた住宅地の形成を目標として、周辺地域と調和した利便性の高い良好な環境を有する土地利用を図るものである。</p> |
| | 建築物等の整備の方針 | <p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、健全な商業地及び住宅地を育成するため、用途の制限、敷地面積の最低限度、容積率の最高限度、建ぺい率の最高限度、壁面位置の制限、建築物の高さの制限、建築物の形態・意匠の制限、垣・さくの構造の制限により良好な環境の確保を図る。</p> |

| | | | | | | | | | | | |
|------------------------------|----------------------|---------------------------------|--------------------------|----------------------|---------------|----------------------------|--|---------------------------------------|--|---|-----------------------|
| 地区 整備 計画 に関する 事項 | 建築物等 に 関 する | 地区 の細 区分 | 名 称 地区の 名 称 | 〃 商業地区 | 〃 沿道サービス地区 | 〃 住宅地区 | | | | | |
| | | 地区 の区 分 | 面 積 地区の 面 積 | 約15.8ha A=約18.4ha | 〃 A=約7.6ha | 〃 A=約6.5ha | | | | | |
| | | 建築物等の 用途制限 建築物等の 用途の制限 | 〃 次に掲げる建築物を建築してはならない。 | | | 〃 次に掲げる建築物を建築してはならない。 | | | 〃 次に掲げる建築物を建築してはならない。 | | |
| | | | 1 | 〃 | ① 自動車教習場 | 1 | 〃 | ① ボーリング場、スケート場、ゴルフ練習場 | 1 | 〃 | ① ボーリング場、スケート場、ゴルフ練習場 |
| | | | 2 | 〃 | ② 倉庫業倉庫 | 2 | 〃 | ② マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、馬券・車券発売場等これらに類するもの | 2 | 〃 | ② 自動車教習所 |
| 3 | 〃 | | ③ 畜舎 | 3 | 〃 | ③ 劇場、映画館、演芸場、観覧場等これらに類するもの | 3 | 〃 | ③ ホテル、旅館 | | |
| | | | | 4 | 〃 | ④ 自動車教習場 | 4 | 〃 | ④ 事務所及び店舗その他これらに類する用途に供する部分の床面積が1,500㎡を超えるもの | | |
| | | | | 5 | 〃 | ⑤ 倉庫業を営む倉庫 | 5 | 〃 | ⑤ 畜舎 | | |
| | | | | 6 | 〃 | ⑥ 畜舎 | | | | | |
| | | 〃 | 建築物の敷地面積の最低限度 | 〃 165㎡ | | | 〃 ただし、基準時（地区計画の都市計画決定時）に、既に上記面積未滿の敷地となっている場合は、この限りではない。 | | | | |
| | | 〃 | 建築物の容積率の最高限度 | 〃 200% | | | | | | | |
| | | 建築物の建ぺい率最高限度 | 建築物の建ぺい率の最高限度 | 〃 60% | | | | | | | |

| | | 地区の細分 地区の名称 | " 商業地区 | " 沿道サービス地区 | " 住宅地区 |
|------------------------|------------------------------------|--|---|--|-----------|
| 地区 整 備 計 画 | 建築物 等 に 関 する 事 項 | 建築物等の壁面位置の制限 壁面の位置の制限 | " | | |
| | | | 1 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面（以下「壁面等」という）から道路境界線又は隣地境界線、公園、水路（以下「隣地」という）の境界線までの距離の最低限度は、次に掲げる数値とする。 (1) " ① 都市計画道路幸八幡線及び沖白江線については、1. 5 m (2) " ② 前号掲げる道路以外の道路の道路境界線又は隣地等の境界線については、1. 0 m 2 次の各号に該当するものについては、前項の規定は適用しない。 (1) " ① 道路境界線に係る壁面等の後退において、壁面後退部分に係る床面積の合計が5 m ² 以内であり、かつ、軒の高さが3. 0 m以下の独立した車庫及び物置その他これに類するもの (2) " ② 隣地等の境界線に係る壁面等の後退において、壁面後退部分に係る床面積の合計が5 m ² 以内であり、かつ、軒の高さが3. 0 m以下の独立した車庫及び物置その他これに類するもの | | |
| | | 建築物等の高さの 最高限度 | " | | |
| | | | " 3 1 m | " 2 0 m | " 1 5 m |
| | | 建築物等の形態、意匠の制限 | " | | |
| | | | 1 建築物の外壁の色は、白、グレー、茶等を基調とし、また屋根の色は、黒、グレー、茶等を基調とした落ち着いた色調とするとともに、形態又は意匠は、都市景観上支障がないものとする。 | | |
| | | " | | | |
| | | 2 広告物は自己用とし、色彩、装飾、大きさ等により美観風致を損なわず、都市景観形成上支障のないもので、次に該当するものとする。 | | | |
| | | (1) " ① 建築物の屋上以上及び屋根面に設置しない。 ただし、陸屋根で四方をパラペット等で立上げ囲う場合は、除く。 また、広告物の表示面積は、表示する壁面面積の1/5以下とする。 (2) " ② 表示面を含め壁面後退部分に設置しない。 (3) " ③ 独立広告物は、高さを6 m以下とし、表示面を含めて壁面後退制限範囲内に設置しない。 | | (1) " ① 建築物の軒高以上及び屋上に設置しない。 ただし、陸屋根で四方をパラペット等で立上げ囲う場合は、除く。 また、広告物の表示面積は、表示する壁面面積の1/5以下とする。 (2) " ② 表示面を含め壁面後退部分に設置しない。 (3) " ③ 建築物と同一敷地内に設けることのできる独立広告物は、1 基まで、かつ高さを6 m以下とするもので、表示面を含めて壁面後退制限範囲内に設置しない。 | |

| | | |
|--|--|---|
| | | <p style="text-align: center;">”</p> <p>道路に面して垣又はさくを設ける場合（壁面後退区域外に設ける場合を除く。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p style="text-align: center;">1</p> <p>① 高さ1.5 m以下の生垣又は植栽とする。</p> <p style="text-align: center;">2</p> <p>② 高さ1.5 m以下の透視可能な鉄さくやフェンスとする。</p> <p style="text-align: center;">3</p> <p>③ レンガ、タイル、化粧ブロック、石、その他これらに類するものを設置する場合は、高さ0.6 m以下とする。また、透視可能なフェンスを組み合わせた場合は、全体の高さを1.5 m以下とする。</p> |
|--|--|---|

”

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

根上町、寺井町、辰口町が合併し、能美市となったことから、従前指定していた小松能美都市計画区域の一部（小松市）を一つの都市計画区域である小松都市計画区域とし、一体の都市として総合的に、整備、開発及び保全を図ることとしている。

今回、この区域再編に併せ、小松能美都市計画地区計画を小松都市計画地区計画への名称の変更や用語の改正等を行うために地区計画を変更する。

また、区域区分の変更により市街化区域に編入される三田地区について、計画的な市街地整備が実施されるため、本地区計画区域を拡大し、本地区計画区域の変更を行う。

議案第4号（名称等軽微な変更にかかるもの）

小松都市計画地区計画の変更（小松市決定）

都市計画小松駅東地区地区計画を次のように変更する。

| | | | | |
|--------------------|---|---|--------------------------|------------------------|
| 名 称 | 小松駅東地区地区計画 | | | |
| 位 置 | 小松市日の出町一丁目、二丁目、及び三丁目、四丁目の一部 小松市土居原町、こまつの杜の各一部 | | | |
| 面 積 | 約14.5ha | | | |
| 地区計画の目標 | <p>本地区は小松駅東側に位置し、小松駅東土地区画整理事業の施行により、道路、公園等の公共施設及び宅地の整備が行われる地区である。</p> <p>また本地区では、連続立体交差事業や北陸新幹線の導入に対して、駅西地区との有機的連携を図りつつ、交通結節拠点の形成や東西市街地の一体化を図ることとしている。</p> <p>既存の工場・業務施設が立地する本地区は、研究・業務機能を図るとともに、魅力ある商業施設の集積と、それに調和した中心市街地における良好な住宅地づくりを進めるとともに、建築物等を計画的に誘導し、駅前中心地にふさわしい都市環境の整備を図る。</p> | | | |
| 区域の整備・開発及び保全に関する方針 | 土地利用の方針 | <p>地区計画の土地利用は、用途地域の指定及び当該土地区画整理事業の土地利用計画を基本としつつ、当地区を2つの地区に細区分し、それぞれの地区の特長を活かすとともに地区相互が補完しあい、さらに地区全体としてバランスのとれた合理的な土地利用を図る。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">① A 地区 商業・業務・研究開発複合地区</td> <td style="text-align: center;">② B 地区 沿道型商業・業務複合地区</td> </tr> </table> | ① A 地区 商業・業務・研究開発複合地区 | ② B 地区 沿道型商業・業務複合地区 |
| | ① A 地区 商業・業務・研究開発複合地区 | ② B 地区 沿道型商業・業務複合地区 | | |
| | 建築物等の整備の方針 | <p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、景観的な配慮を行い、かつ、周辺環境との調和を保ちながら、それぞれの土地利用にふさわしい街区の形成が図られるよう、建築物等に関する制限を次のように定める。</p> <p>①健全な複合市街地形成のため、風俗営業等を規制し「建築物等の用途の制限」を行う。</p> <p>②うるおいとゆとりのある街並みを形成するため、敷地の道路に面する部分に生け垣、樹木等の植栽による緑化を図る。また、小松駅東通り1号線、小松駅東通り2号線、日の出町線及び国道線の各都市計画道路の沿道部においては、快適な歩行者空間を確保し良好な都市景観の形成が図られるよう「建築物の壁面の位置の制限」を定める。</p> <p>③バランスのとれた街並みを形成及び眺望性を図るため、「建築物等の高さの最高限度」を定める。</p> <p>④景観上の配慮と安全なまちづくりを推進するため「建築物等の意匠の制限」、「垣又はさくの構造の制限」を定める。</p> <p>⑤多数の公衆の利用に供する施設及び住宅地の出入口・通路・階段等については、高齢者や障害者を含めた全ての人々が安全かつ快適に利用できるよう、バリアフリーを推進する。</p> | | |
| 建築物等の整備の方針 | <p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、景観的な配慮を行い、かつ、周辺環境との調和を保ちながら、それぞれの土地利用にふさわしい街区の形成が図られるよう、建築物等に関する制限を次のように定める。</p> <p>①健全な複合市街地形成のため、風俗営業等を規制し「建築物等の用途の制限」を行う。</p> <p>②うるおいとゆとりのある街並みを形成するため、敷地の道路に面する部分に生け垣、樹木等の植栽による緑化を図る。また、小松駅東通り1号線、小松駅東通り2号線、日の出町線及び国道線の各都市計画道路の沿道部においては、快適な歩行者空間を確保し良好な都市景観の形成が図られるよう「建築物の壁面の位置の制限」を定める。</p> <p>③バランスのとれた街並みを形成及び眺望性を図るため、「建築物等の高さの最高限度」を定める。</p> <p>④景観上の配慮と安全なまちづくりを推進するため「建築物等の意匠の制限」、「垣又はさくの構造の制限」を定める。</p> <p>⑤多数の公衆の利用に供する施設及び住宅地の出入口・通路・階段等については、高齢者や障害者を含めた全ての人々が安全かつ快適に利用できるよう、バリアフリーを推進する。</p> | | | |

| 地区の区分 | 地区の名称 | A 地区 商業・業務・研究開発複合地区 | B 地区 沿道型商業・業務複合地区 | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------|---|--|----------------------|--|-----|--------|--------|-------------|-------|--------|-------------|-------|--------|-------|-------|--------|-----|-------|
| | 地区の面積 | 約 7. 3 h a | 約 7. 2 h a | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地区整備計画に関する事項 | 建築物等の用途の制限 | <p>下記に掲げる建築物を建築し、又は用途の変更をしてはならない。</p> <p>① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項第 5 号、第 6 号及び第 2 条第 6 項第 1 号から第 6 号までに該当する営業の用に供するもの。</p> <p>② 倉庫業を営む倉庫</p> <p>③ 自動車教習所</p> <p>④ 畜舎</p> <p>⑤ サイロ</p> <p>⑥ ゴルフ練習場</p> <p>⑦ バッティング・センター</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 壁面の位置の制限 | <p>建築物などの外壁又はこれに代わる柱の面から下表の道路の境界線までの距離は、下記に示す値以上としなければならない。</p> <p>(計画図表示のとおり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>道 路</th> <th>後退する距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3・3・28</td> <td>小松駅東通り 1 号線</td> <td>0. 5m</td> </tr> <tr> <td>3・4・29</td> <td>小松駅東通り 2 号線</td> <td>0. 5m</td> </tr> <tr> <td>3・4・30</td> <td>日の出町線</td> <td>0. 5m</td> </tr> <tr> <td>3・4・ 3</td> <td>国道線</td> <td>0. 5m</td> </tr> </tbody> </table> | | | 道 路 | 後退する距離 | 3・3・28 | 小松駅東通り 1 号線 | 0. 5m | 3・4・29 | 小松駅東通り 2 号線 | 0. 5m | 3・4・30 | 日の出町線 | 0. 5m | 3・4・ 3 | 国道線 | 0. 5m |
| | | 道 路 | 後退する距離 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 3・3・28 | 小松駅東通り 1 号線 | 0. 5m | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 3・4・29 | 小松駅東通り 2 号線 | 0. 5m | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3・4・30 | 日の出町線 | 0. 5m | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3・4・ 3 | 国道線 | 0. 5m | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 建築物等の高さの最高限度 | 3 0 m | 4 5 m | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 建築物等の形態、意匠の制限 | <p>水槽等の屋上設置物、工作物を設置する場合は、景観に配慮し、道路や周辺の建物などから容易に望見できない構造とする。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 垣又はさくの構造の制限 | <p>小松駅東通り 1 号線、小松駅東通り 2 号線、日の出町線、及び国道線の各都市計画道路に面する敷地で、当該道路境界線から 0. 5 m 以内の部分で垣又はさくを設ける場合は次によるものとする。</p> <p>① 高さ 1. 5 m 以下の生け垣、フェンス又は鉄さく</p> <p>② 石、ブロック類による場合は 0. 6 m 以下のもの</p> <p>その他の道路等に面する部分の垣又はさくの構造はできるだけ生け垣とし、フェンス・鉄さく等を設置する場合は、周辺の景観をそこなわない高さとする。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | |

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

根上町、寺井町、辰口町が合併し、能美市となったことから、従前指定していた小松能美都市計画区域の一部（小松市）を一つの都市計画区域である小松都市計画区域とし、一体の都市として総合的に、整備、開発及び保全を図ることとしている。

今回、この区域再編に併せ、小松能美都市計画地区計画を小松都市計画地区計画への名称の変更や用語の改正等を行うために地区計画を変更する。

小松能美都市計画地区計画の決定（小松市決定）

小松都市計画地区計画の変更（小松市決定）

都市計画小松駅東地区地区計画を次のように決定する。

都市計画小松駅東地区地区計画を次のように変更する。

朱書は変更前

| | | | |
|-----------------|---------|---|--|
| 名 | 称 | 小松駅東地区地区計画 | |
| 位 | 置 | <p>1丁目 2丁目 3丁目 4丁目</p> <p>小松市日の出町一丁目、二丁目、及び三丁目、四丁目の一部</p> <p>八日市町地方</p> <p>小松市土居原町、こまつの杜の各一部</p> | |
| 面 | 積 | 約14.5ha | |
| 区域の整備・開発及び保全の方針 | 地区計画の目標 | <p>本地区は小松駅東側に位置し、小松駅東土地区画整理事業の施行により、道路、公園等の公共施設及び宅地の整備が行われる地区である。</p> <p>また本地区では、連続立体交差事業や北陸新幹線の導入に対して、駅西地区との有機的連携を図りつつ、交通結節拠点の形成や東西市街地の一体化を図ることとしている。</p> <p>既存の工場・業務施設が立地する本地区は、研究・業務機能を図るとともに、魅力ある商業施設の集積と、それに調和した中心市街地における良好な住宅地づくりを進めるとともに、建築物等を計画的に誘導し、駅前中心地にふさわしい都市環境の整備を図る。</p> | |
| | 土地利用の方針 | <p>① A 地区</p> <p>商業・業務・研究開発複合地区</p> <p>小松市の顔としての東駅前広場、公園を含む地区で商業施設及び一般への開放的な用途を含む業務・研究開発施設などを中心とし、かつ、住宅とが調和する地区としての土地利用を図る。</p> | <p>② B 地区</p> <p>沿道型商業・業務複合地区</p> <p>既存の土地利用との連続性に配慮し、周辺環境に配慮した沿道型商業施設及び業務機能を誘導配置する。</p> |

| | | |
|--|---|--|
| | <p style="text-align: center;">”</p> <p style="text-align: center;">”</p> <p>建築物等の整備の方針</p> | <p style="text-align: center;">”</p> <p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、景観的な配慮を行い、かつ、周辺環境との調和を保ちながら、それぞれの土地利用にふさわしい街区の形成が図られるよう、建築物等に関する制限を次のように定める。</p> <p>①健全な複合市街地形成のため、風俗営業等を規制し「建築物等の用途の制限」を行う。</p> <p>②うるおいとゆとりのある街並みを形成するため、敷地の道路に面する部分に生垣、樹木等の植栽による緑化を図る。また、小松駅東通り1号線、小松駅東通り2号線、日の出町線及び国道線の各都市計画道路の沿道部においては、快適な歩行者空間を確保し良好な都市景観の形成が図られるよう「建築物の壁面の位置の制限」を定める。</p> <p>③バランスのとれた街並みを形成及び眺望性を図るため、「建築物等の高さの最高限度」を定める。</p> <p>④景観上の配慮と安全なまちづくりを推進するため「建築物等の意匠の制限」、「垣又は 柵 さくの構造の制限」を定める。</p> <p>⑤多数の公衆の利用に供する施設及び住宅地の出入口・通路・階段等については、高齢者や障害者を含めた全ての人々が安全かつ快適に利用できるよう、バリアフリーを推進する。</p> |
|--|---|--|

| " 地区の区分 地区 整備 備 計画 | " 地区の区分 | 名称 地区の名称 | " A 地区 商業・業務・研究開発複合地区 | " B 地区 沿道型商業・業務複合地区 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|-------------------|---|-----------------------------|---------------------------|--|-----|--------|--------|---|---|--------|-------------|------|--------|---|---|--------|-------------|------|--------|---|---|--------|-------|------|---|---|---|-------|
| | | 面積 地区の面積 | " 約 7. 3 h a | " 約 7. 2 h a | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | " 建築物等の用途の制限 | " 下記に掲げる建築物を建築し、又は用途の変更をしてはならない。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ○ " ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項第 5 号、第 6 号及び第 2 条第 6 項第 1 号から第 6 号までに該当する営業の用に供するもの。 ○ " ② 倉庫業を営む倉庫 ○ " ③ 自動車教習所 ○ " ④ 畜舎 ○ " ⑤ サイロ ○ " ⑥ ゴルフ練習場 ○ " ⑦ バッティング・センター | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| " 建築物等に関する事項 建築物に関する事項 | " 壁面の位置の制限 | " 建築物などの外壁又はこれに代わる柱の面から下表の道路の境界線までの距離は、下記に示す値以上としなければならない。 (計画図表示のとおり) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>道 路</th> <th>後退する距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3・3・47</td> <td>"</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td>3・3・28</td> <td>小松駅東通り 1 号線</td> <td>0.5m</td> </tr> <tr> <td>3・4・48</td> <td>"</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td>3・4・29</td> <td>小松駅東通り 2 号線</td> <td>0.5m</td> </tr> <tr> <td>3・4・49</td> <td>"</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td>3・4・30</td> <td>日の出町線</td> <td>0.5m</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>"</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td>3・4・3</td> <td>国道線</td> <td>0.5m</td> </tr> </tbody> </table> | | | | 道 路 | 後退する距離 | 3・3・47 | " | " | 3・3・28 | 小松駅東通り 1 号線 | 0.5m | 3・4・48 | " | " | 3・4・29 | 小松駅東通り 2 号線 | 0.5m | 3・4・49 | " | " | 3・4・30 | 日の出町線 | 0.5m | " | " | " | 3・4・3 |
| | 道 路 | 後退する距離 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3・3・47 | " | " | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3・3・28 | 小松駅東通り 1 号線 | 0.5m | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3・4・48 | " | " | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3・4・29 | 小松駅東通り 2 号線 | 0.5m | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3・4・49 | " | " | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3・4・30 | 日の出町線 | 0.5m | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| " | " | " | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3・4・3 | 国道線 | 0.5m | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | " 建築物等の高さの最高限度 | " 3 0 m | " 4 5 m | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | |
|--|------------------|---|
| | 建築物等の形態又は意匠の制限 | <p style="text-align: center;">”</p> <p>水槽等の屋上設置物、工作物を設置する場合は、景観に配慮し、道路や周辺の建物などから容易に望見できない構造とする。</p> |
| | ” 垣又はさくの構造の制限 | <p style="text-align: center;">”</p> <p>小松駅東通り1号線、小松駅東通り2号線、日の出町線、及び国道線の各都市計画道路に面する敷地で、当該道路境界線から0.5m以内の部分</p> <p style="text-align: center;">柵</p> <p>で垣又はさくを設ける場合は次によるものとする。</p> <p>(1) 柵 ① 高さ1.5m以下の生け垣、フェンス又は鉄さく</p> <p>(2) ” ② 石、ブロック類による場合は0.6m以下のもの</p> <p style="text-align: center;">柵</p> <p>その他の道路等に面する部分の垣又はさくの構造はできるだけ</p> <p style="text-align: center;">柵</p> <p>生け垣とし、フェンス・鉄さく等を設置する場合は、周辺の景観をそこなわない高さとする。</p> |

「区域及び壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり」

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

根上町、寺井町、辰口町が合併し、能美市となったことから、従前指定していた小松能美都市計画区域の一部（小松市）を一つの都市計画区域である小松都市計画区域とし、一体の都市として総合的に、整備、開発及び保全を図ることとしている。

今回、この区域再編に併せ、小松能美都市計画地区計画を小松都市計画地区計画への名称の変更や用語の改正等を行うために地区計画を変更する。

小松都市計画地区計画の変更（小松市決定）

都市計画小松駅前大通り商店街地区地区計画を次のように変更する。

| | | |
|--------------------|--|---|
| 名 称 | 小松駅前大通り商店街地区地区計画 | |
| 位 置 | 小松市土居原町、東町、八日市町、龍助町及び三日市町の各一部 | |
| 面 積 | 約 1. 5 h a | |
| 地区計画の目標 | <p>本地区は、JR小松駅西口に隣接して西側に延びる都市計画道路小松駅前線の沿道に位置し、駅前大通り商店街を形成している。また、歩道にレンガ色のタイルが敷き詰められており、通商「れんが通り」として地域住民から親しまれている通りである。</p> <p>都市計画道路小松駅前線の整備に併せ、小松市の中心市街地に位置する商店街としての賑わいと本地区のシンボルであるレンガを用いた美しい街づくりに努め、良好な環境を創出することを目標とする。</p> | |
| 区域の整備・開発及び保全に関する方針 | 土地利用の方針 | <p>本地区は小松市の中心市街地としての活性化を図るために、商業施設の立地と公共施設の整備により、ゆとりと賑わいのある都市空間の創出と商店街として連続性のある土地利用を図る。</p> |
| | 建築物等の整備の方針 | <p>「れんが通り」の継承・発展を目指し、レンガ独自の素材感や機能を活用するため、レンガを基調とした街並みの形成に向けて、建築物等の用途の制限、建築物等の形態又は意匠の制限、垣又はさくの構造の制限を定める。</p> |

| | | | |
|----------------------------|--|---------------|--|
| 地 区 整 備 計 画 | 建 築 物 等 に 関 す る 事 項 | 建築物等の用途の制限 | <p>下記に掲げる建築物を建築し、又は用途の変更をしてはならない。</p> <p>①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第5号、第6号及び第2条第6項の1号から6号までに該当する営業の用に供するもの。</p> |
| | | 建築物等の形態、意匠の制限 | <p>1 都市計画道路小松駅前線に面する建築物等の形態および意匠は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>① 建築物等の屋根については、勾配のついた屋根形状とする。 ただし、前面道路に面しない部分についてはその限りではない。</p> <p>② 建築物等の外壁の材料として、レンガ、またはそれに準ずるものを、通りに面する壁面（開口部を含む）の20%以上使用するものとする。</p> <p>③ 店舗等の1階部分のシャッターについては、ショーケースやショーウインドーを眺めることができる格子状のグリルシャッターなど、閉店後の街の賑わいを喪失させないようなものとする。</p> <p>④ 空調室外機、換気扇、諸設備器具（メーター等）等、当該道路に面した部分に設置する場合は、街並みの景観に配慮して建物と違和感のないように保護すること。</p> <p>2 広告物は次の各号に掲げるものは設置してはならない。</p> <p>① 表示面積の合計が3㎡を超えるもの。</p> <p>② 主素材がプラスチック類のもの。</p> <p>③ 屋根面部分に設置するもの。</p> |
| | | 垣又はさくの構造の制限 | <p>1 都市計画道路小松駅前線に面して、垣又はさくを設置する場合は、その構造はコンクリートブロック造以外とし、街並みと調和するものとする。</p> <p>2 都市計画道路小松駅前線に面する敷地を駐車場として利用する場合は、生け垣等街並みと調和するさくなどを設置して、街並みの連続性を確保する。</p> |

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

根上町、寺井町、辰口町が合併し、能美市となったことから、従前指定していた小松能美都市計画区域の一部（小松市）を一つの都市計画区域である小松都市計画区域とし、一体の都市として総合的に、整備、開発及び保全を図ることとしている。

今回、この区域再編に併せ、小松能美都市計画地区計画を小松都市計画地区計画への名称の変更や用語の改正等を行うために地区計画を変更する。

小松能美都市計画地区計画の決定（小松市決定）

小松都市計画地区計画の変更（小松市決定）

都市計画小松駅前大通り商店街地区地区計画を次のように決定する。

都市計画小松駅前大通り商店街地区地区計画を次のように変更する。

朱書は変更前

| | | |
|--------------------|------------|--|
| 名 | 称 | 小松駅前大通り商店街地区地区計画 |
| 位 | 置 | 小松市土居原町、東町、八日市町、龍助町及び三日市町の各一部 |
| 面 | 積 | 約1.5ha |
| 区域の整備・開発及び保全の方針 | 地区計画の目標 | <p>本地区は、JR小松駅西口に隣接して西側に延びる都市計画道路小松駅前線の沿道に位置し、駅前大通り商店街を形成している。また、歩道にレンガ色のタイルが敷き詰められており、通商「れんが通り」として地域住民から親しまれている通りである。</p> <p>都市計画道路小松駅前線の整備に併せ、小松市の中心市街地に位置する商店街としての賑わいと本地区のシンボルであるレンガを用いた美しい街づくりに努め、良好な環境を創出することを目標とする。</p> |
| | 土地利用の方針 | <p>本地区は小松市の中心市街地としての活性化を図るために、商業施設の立地と公共施設の整備により、ゆとりと賑わいのある都市空間の創出と商店街として連続性のある土地利用を図る。</p> |
| 区域の整備・開発及び保全に関する方針 | 建築物等の整備の方針 | <p>「れんが通り」の継承・発展を目指し、レンガ独自の素材感や機能を活用するため、レンガを基調とした街並みの形成に向けて、建築物等の用途の制限、建築物等の形質又はかき意匠の制限、垣又はさくの構造の制限を定める。</p> |

| | | | |
|----------------------------|--|---------------------------------|---|
| 地 区 整 備 計 画 | 建 築 物 等 に 関 する 事 項 | // 建築物等の用途の制限 | // 下記に掲げる建築物を建築し、又は用途の変更をしてはならない。 ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第5号、第6号及び第2条第6項の1号から6号までに該当する営業の用に供するもの。 |
| | | 建築物等の形態又は意匠の制限 建築物等の形態、意匠の制限 | // 1 都市計画道路小松駅前線に面する建築物等の形態および意匠は、次の各号に掲げるものとする。 ①建築物等の屋根については、勾配のついた屋根形状とする。 ただし、前面道路に面しない部分についてはその限りではない。 ②建築物等の外壁の材料として、レンガ、またはそれに準ずるものを、通りに面する壁面（開口部を含む）の20%以上使用するものとする。 ③店舗等の1階部分のシャッターについては、ショーケースやショーウィンドーを眺めることができる格子状のグリルシャッターなど、閉店後の街の賑わいを喪失させないようなものとする。 ④空調室外機、換気扇、諸設備器具（メーター等）等、当該道路に面した部分に設置する場合は、街並みの景観に配慮して建物と違和感のないように保護すること。 2 広告物は次の各号に掲げるものは設置してはならない。 ①表示面積の合計が3㎡を超えるもの。 ②主素材がプラスチック類のもの。 ③屋根面部分に設置するもの。 |
| | | かき 垣又はさくの構造の制限 | ① かき 1 都市計画道路小松駅前線に面して、垣又はさくを設置する場合は、その構造はコンクリートブロック造以外とし、街並みと調和するものとする。 ② // 2 都市計画道路小松駅前線に面する敷地を駐車場として利用する場合は、生け垣等街並みと調和するさくなどを設置して、街並みの連続性を確保する。 |

〃

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

根上町、寺井町、辰口町が合併し、能美市となったことから、従前指定していた小松能美都市計画区域の一部（小松市）を一つの都市計画区域である小松都市計画区域とし、一体の都市として総合的に、整備、開発及び保全を図ることとしている。

今回、この区域再編に併せ、小松能美都市計画地区計画を小松都市計画地区計画への名称の変更や用語の改正等を行うために地区計画を変更する。

小松都市計画地区計画の変更（小松市決定）

都市計画小松駅西地区地区計画を次のように変更する。

| | | | |
|--------------------|------------|--|---|
| | 名 称 | 小松駅西地区地区計画 | |
| | 位 置 | 小松市土居原町及び西町の各一部 | |
| | 面 積 | 約 8. 2 h a | |
| | 地区計画の目標 | <p>本地区は、小松駅西側に位置し、小松駅西土地区画整理事業の施行により、道路、公園等の公共施設及び宅地の整備が行われる地区である。また、連続立体交差事業の導入に対応して、駅東地区と有機的連携を図りつつ、交通結節拠点の形成や東西市街地の一体化を図ることとしている。</p> <p>本地区は、商業、業務を中心とした駅前中心市街地にふさわしい土地利用を図るとともに建築物等を計画的に誘導し、健全な都市環境の形成を図ることを目標とする。</p> | |
| 区域の整備・開発及び保全に関する方針 | 土地利用の方針 | 地区計画の土地利用は、用途地域の指定及び当該土地区画整理事業の土地利用計画を基本としつつ、当地区を2つの地区に細区分し、それぞれの地区の特長を活かすとともに地区相互が補完しあい、さらに地区全体としてバランスのとれた合理的な土地利用を図る。 | |
| | | A 地 区 | B 地 区 |
| | | <p>小松市の顔となる西口駅前広場を中心に、地域文化の特性の創造及び交流を促進する地域の拠点施設などが立地する土地利用を図る。</p> | <p>根上小松線沿道では、歩行者空間の賑わいの創出に寄与する、商業・業務を中心とした土地利用を図る。その他の地区については、商業・住宅を中心に、駐車場、公園との調和を図る土地利用とする。</p> |
| | 建築物等の整備の方針 | <p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、建築物等に関する制限を次のように定める。</p> <p>①健全な複合市街地形成のため、それぞれの地区の土地利用にふさわしい「建築物等の用途の制限」を行う。</p> <p>②拠点施設立地地区周辺や根上小松線沿道では快適な歩行者空間を確保し、良好な都市景観の形成が図られるよう、「建築物の壁面の位置の制限」を定める。</p> <p>③バランスのとれたスカイライン及び街並みを形成するため、建築物等の高さの最高限度を定める。</p> <p>④景観上の配慮と安全なまちづくりを推進するため「建築物等の意匠の制限」、「垣又はさくの構造の制限」を定める。</p> <p>⑤多数の公衆の利用に供する施設及び住宅地の出入口・通路・階段等については、高齢者や障害者を含めた全ての人々が安全かつ快適に利用できるよう、バリアフリーを推進する。</p> <p>⑥環境への負荷軽減と、まち全体としての調和のとれた緑豊かな都市空間の創出を図るため、歩行者空間、公園・緑地などの公共空間との連続性に配慮しつつ建築物、敷地などの緑化を行う。</p> | |

| | | | | |
|---------------|---|---|---|-------|
| 地区の区分 | 地区の名称 | A 地区 | B 地区 | |
| | 地区の面積 | 約 3. 2 h a | 約 5. 0 h a | |
| | 建築物等に関する事項 | 建築物等の用途の制限 | <p>下記に掲げる建築物を建築し、又は用途の変更をしてはならない。</p> <p>① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項第 5 号、第 6 号及び第 2 条第 6 項第 1 号から第 6 号までに該当する営業の用に供するもの。</p> <p>② 倉庫業を営む倉庫</p> <p>③ 自動車教習所</p> <p>④ 畜舎</p> <p>⑤ サイロ</p> <p>⑥ ゴルフ練習場</p> <p>⑦ バッティング・センター</p> | |
| | | 壁面の位置の制限 | 建築物などの外壁又はこれに代わる柱の面から道路の境界線までの距離は、計画図に示す値以上としなければならない。 | |
| | | 建築物等の高さの最高限度 | 4 5 m | 3 1 m |
| 建築物等の形態、意匠の制限 | | <p>1 建築物の外壁やこれに代わる柱、屋根等の形態・意匠については、周囲の環境や地域の街並みとの調和を図るなど都市景観に配慮したものとする。また、色彩は極端に派手な色の使用は避け、グレー系、うす茶系を基調とした色彩計画とし、周囲の街並みの雰囲気や損なわないように配慮したものとする。</p> <p>2 建物の屋上設備、屋外設備機器等を設置する場合は、景観に配慮し、道路や周辺の建物などから容易に望見できない構造とする。</p> <p>3 屋外広告物は、できるだけ集約化、建物との一体化を図るとともに、街並みに調和する質の高いデザインとする。</p> | | |
| 垣又はさくの構造の制限 | <p>1 都市計画道路に面する敷地で、垣又はさくを設ける場合は、次によるものとする。</p> <p>① 都市計画道路根上小松線及び駅前広場からの壁面後退部分に設置しないもの</p> <p>② 高さ 1. 5 m 以下の生け垣、フェンス又は鉄さく</p> <p>③ 石、ブロック類による場合は、0. 6 m 以下のもの</p> <p>2 その他の道路等に面する部分の垣又はさくの構造は、できるだけ生け垣とし、フェンス・鉄さくを設置する場合は、周辺の景観を損なわない高さとする。</p> | | | |

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

根上町、寺井町、辰口町が合併し、能美市となったことから、従前指定していた小松能美都市計画区域の一部（小松市）を一つの都市計画区域である小松都市計画区域とし、一体の都市として総合的に、整備、開発及び保全を図ることとしている。

今回、この区域再編に併せ、小松能美都市計画地区計画を小松都市計画地区計画への名称の変更や用語の改正等を行うために地区計画を変更する。

小松能美都市計画地区計画の決定（小松市決定）

小松都市計画地区計画の変更（小松市決定）

都市計画小松駅西地区地区計画を次のように決定する。

都市計画小松駅西地区地区計画を次のように変更する。

朱書は変更前

| 名 称 | 小松駅西地区地区計画 | | | | |
|---|---|---|-------|-------|---|
| 位 置 | 小松市土居原町及び西町の各一部 | | | | |
| 面 積 | 約 8. 2 h a | | | | |
| 発 区 及 域 び 保 全 の 整 備 ・ 開 発 方 針 | 地区計 画の目 標 | <p>本地区は、小松駅西側に位置し、小松駅西土地地区画整理事業の施行により、道路、公園等の公共施設及び宅地の整備が行われる地区である。また、連続立体交差事業の導入に対応して、駅東地区と有機的連携を図りつつ、交通結節拠点の形成や東西市街地の一体化を図ることとしている。</p> <p>本地区は、商業、業務を中心とした駅前中心市街地にふさわしい土地利用を図るとともに建築物等を計画的に誘導し、健全な都市環境の形成を図ることを目標とする。</p> | | | |
| | 土 地 利 用 の 方 針 | <p>地区計画の土地利用は、用途地域の指定及び当該土地地区画整理事業の土地利用計画を基本としつつ、当地区を2つの地区に細区分し、それぞれの地区の特製を活かすとともに地区相互が補完しあい、さらに地区全体としてバランスのとれた合理的な土地利用を図る。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">A 地 区</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">B 地 区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>小松市の顔となる西口駅前広場を中心に、地域文化の特性の創造及び交流を促進する地域の拠点施設などが立地する土地利用を図る。</p> </td> <td> <p>根上小松線沿道では、歩行者空間の賑わいの創出に寄与する、商業・業務を中心とした土地利用を図る。その他の地区については、商業・住宅を中心に、駐車場、公園との調和を図る土地利用とする。</p> </td> </tr> </tbody> </table> | A 地 区 | B 地 区 | <p>小松市の顔となる西口駅前広場を中心に、地域文化の特性の創造及び交流を促進する地域の拠点施設などが立地する土地利用を図る。</p> |
| A 地 区 | B 地 区 | | | | |
| <p>小松市の顔となる西口駅前広場を中心に、地域文化の特性の創造及び交流を促進する地域の拠点施設などが立地する土地利用を図る。</p> | <p>根上小松線沿道では、歩行者空間の賑わいの創出に寄与する、商業・業務を中心とした土地利用を図る。その他の地区については、商業・住宅を中心に、駐車場、公園との調和を図る土地利用とする。</p> | | | | |
| 区 域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 の 方 針 | 建 築 物 等 の 整 備 の 方 針 | <p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、建築物等に関する制限を次のように定める。</p> <p>①健全な複合市街地形成のため、それぞれの地区の土地利用にふさわしい「建築物等の用途の制限」を行う。</p> <p>②拠点施設立地地区周辺や根上小松線沿道では快適な歩行者空間を確保し、良好な都市景観の形成が図られるよう、「建築物の壁面の位置の制限」を定める。</p> <p>③バランスのとれたスカイライン及び街並みを形成するため、建築物等の高さの最高限度を定める。</p> <p style="text-align: right;">かき</p> <p>④景観上の配慮と安全なまちづくりを推進するため「建築物等の意匠の制限」、「垣又はさくの構造の制限」を定める。</p> <p>⑤多数の公衆の利用に供する施設及び住宅地の出入口・通路・階段等については、高齢者や障害者を含めた全ての人々が安全かつ快適に利用できるよう、バリアフリーを推進する。</p> <p>⑥環境への負荷軽減と、まち全体としての調和のとれた緑豊かな都市空間の創出を図るため、歩行者空間、公園・緑地などの公共空間との連続性に配慮しつつ建築物、敷地などの緑化を行う。</p> | | | |
| | | | | | |

| | | | | | | |
|----------------------------|-----------------|--|--|--------------|---------|--|
| 地区の 区分 | 名称 地区の 名称 | " A 地区 | | " B 地区 | | |
| | 面積 地区の 面積 | " 約 3. 2 h a | | " 約 5. 0 h a | | |
| | 建築物等 の用途制限 | 建築物等 の用途の 制限 | " 下記に掲げる建築物を建築し、又は用途の変更をしてはならない。 (1) " ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項第 5 号、第 6 号及び第 2 条第 6 項第 1 号から第 6 号までに該当する営業の用に供するもの。 (2) " ② 倉庫業を営む倉庫 (3) " ③ 自動車教習所 (4) " ④ 畜舎 (5) " ⑤ サイロ (6) " ⑥ ゴルフ練習場 (7) " ⑦ バッティング・センター | | | |
| | | 壁面の位 置の制限 | " 建築物などの外壁又はこれに代わる柱の面から道路の境界線までの距離は、計画図に示す値以上としなければならない。 | | | |
| | | 建築物等 の高さの 最高限度 | " 4 5 m | | " 3 1 m | |
| 建築物等 の形態又 は意匠の 制限 | | (1) " 1 建築物の外壁やこれに代わる柱、屋根等の形態・意匠については、周囲の環境や地域の街並みとの調和を図るなど都市景観に配慮したものとする。また、色彩は極端に派手な色の使用は避け、グレー系、うす茶系を基調とした色彩計画とし、周囲の街並みの雰囲気を損なわないように配慮したものとする。 (2) " 2 建物の屋上設備、屋外設備機器等を設置する場合は、景観に配慮し、道路や周辺の建物などから容易に望見できない構造とする。 (3) " 3 屋外広告物は、できるだけ集約化、建物との一体化を図るとともに、街並みに調和する質の高いデザインとする。 | | | | |
| 建築物等 の形態、意 匠の制限 | | | | | | |

| | | | |
|--|--|-------------------------------------|---|
| | | <p>かき 垣又はさく の構造 の制限</p> | <p>(1) かき 1 都市計画道路に面する敷地で、垣又はさくを設ける場合は、次によるものとする。 ① 都市計画道路根上小松線及び駅前広場からの壁面後退部分に設置しないもの ② 高さ1.5m以下の生け垣、フェンス又は鉄さく ③ 石、ブロック類による場合は、0.6m以下のもの</p> <p>(2) かき 2 その他の道路等に面する部分の垣又はさくの構造は、できるだけ生け垣とし、フェンス・鉄さくを設置する場合は、周辺の景観を損なわない高さとする。</p> |
|--|--|-------------------------------------|---|

「区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

根上町、寺井町、辰口町が合併し、能美市となったことから、従前指定していた小松能美都市計画区域の一部（小松市）を一つの都市計画区域である小松都市計画区域とし、一体の都市として総合的に、整備、開発及び保全を図ることとしている。

今回、この区域再編に併せ、小松能美都市計画地区計画を小松都市計画地区計画への名称の変更や用語の改正等を行うために地区計画を変更する。

小松都市計画地区計画の変更（小松市決定）

都市計画上牧地区地区計画を次のように変更する。

| | | |
|--------------------|---|---|
| 名 称 | 上牧地区地区計画 | |
| 位 置 | 小松市上牧町の一部 | |
| 面 積 | 約0.94ha | |
| 地区計画の目標 | <p>本地区は、市街地中心部から北約1kmの距離に位置し、梯川と小松天満宮に近接する田園地域である。</p> <p>梯川河川改修にあわせ、これら自然と歴史の立地特性を活かした良好で趣のある居住環境の形成を図ることを目標とする。</p> | |
| 区域の整備・開発及び保全に関する方針 | 土地利用の方針 | <p>周辺環境との調和に努めるとともに歴史文化が息づく、ゆとりと潤いのある快適な低層住宅地としてのまちづくりを図る。</p> |
| | 地区施設の整備方針 | <p>地区内の区画道路は、幅員6m以上を確保し、公園及び調整池を適切に設置する。</p> |
| | 建築物等の整備の方針 | <p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、景観的な配慮を行い、良好な住宅地の形成が図られるよう、建築物等の用途制限、容積率の最高限度、建ぺい率の最高限度、敷地面積の最低限度、高さの最高限度、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は意匠の制限、垣又はさくの構造の制限を行う。</p> |

| | | | |
|-------------------------|--|---|---|
| 地区施設 の配置 及び 規模 | 道 路 | 名称：区画道路 幅員 6 m～7 m 延長：約 253 m | |
| | 公 園 | 名称：1号公園 面積：約 282 m ² | |
| | 調整地 | 面積：約 400 m ² | |
| | 地 区 建 築 整 備 に 関 す る 事 項 | 建築物等の用途の制限 | 当地区内で建設できる建築物は、次に掲げるものとする。 ① 建築基準法第48条第1項に規定する第1種低層住居専用地域内で建築することができる建築物 ② 農業用倉庫 |
| | | 建築物の容積率の最高限度 | 100% |
| | | 建築物の建ぺい率の最高限度 | 60% |
| | | 建築物の敷地面積の最低限度 | 165 m ² ただし、基準時（土地区画整理事業換地決定時）に、既に上記面積未滿の敷地については、その敷地を分割しない限り建築物を建てられる。 |
| | | 建築物等の高さの最高限度 | 10 m ただし、建築基準法別表第2（い）項第5号に掲げる建築物を除く。 |
| | | 壁面の位置の制限 | 道路境界線及び隣地境界線から建築物等の壁面又はこれに代わる柱などの面（以下「壁面等」という。）までの距離の最低限度は、1 mとする。 |
| | | 建築物等の形態、意匠の制限 | 1 建築物等の屋根は、勾配屋根を基本とし、都市景観上支障がないものとする。 2 建築物等の屋根の色は、黒、グレー、茶を基調とし、外壁の色は、グレー、茶を基調とした落ち着いた色調とするとともに、周辺の景観と調和したものとする。 |
| 垣又はさくの構造の制限 | 道路に面して垣又はさくを設ける場合は、次のようにする。 ただし、寺院の山門・塀等はこの限りではない。 ①生け垣を基本とする。 ②コンクリートブロック、れんが、石積み等は、高さ0.6 m以下とする。また、透視可能なフェンス又は、植樹を組み合わせた場合は、全体の高さを1.5 m以下とする。 | | |

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

根上町、寺井町、辰口町が合併し、能美市となったことから、従前指定していた小松能美都市計画区域の一部（小松市）を一つの都市計画区域である小松都市計画区域とし、一体の都市として総合的に、整備、開発及び保全を図ることとしている。

今回、この区域再編に併せ、小松能美都市計画地区計画を小松都市計画地区計画への名称の変更や用語の改正等を行うために地区計画を変更する。

小松能美都市計画地区計画の決定（小松市決定）

小松都市計画地区計画の変更（小松市決定）

都市計画上牧地区地区計画を次のように決定する。

都市計画上牧地区地区計画を次のように変更する。

朱書は変更前

| | | |
|--------------------------------------|------------|--|
| 名 | 称 | 上牧地区地区計画 |
| 位 | 置 | 小松市上牧町の一部 |
| 面 | 積 | 約0.94ha |
| に発区 関域 す及の 方び整 針保備 全開 | 地区計画の目標 | <p>本地区は、市街地中心部から北約1kmの距離に位置し、梯川と小松天満宮に近接する田園地域である。</p> <p>梯川河川改修にあわせ、これら自然と歴史の立地特性を活かした良好で趣のある居住環境の形成を図ることを目標とする。</p> |
| 区域の整備・開発及び保全に関する方針 | 土地利用の方針 | <p>周辺環境との調和に努めるとともに歴史文化が息づく、ゆとりと潤いのある快適な低層住宅地としてのまちづくりを図る。</p> |
| | 地区施設の整備方針 | <p>地区内の区画道路は、幅員6m以上を確保し、公園及び調整池を適切に設置する。</p> |
| | 建築物等の整備の方針 | <p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、景観的な配慮を行い、良好な住宅地の形成が図られるよう、建築物</p> <p style="text-align: center;">建蔽率</p> <p>等の用途制限、容積率の最高限度、建ぺい率の最高限度、敷地面積の最低限度、高さの最高限度、壁面の位置の制限、</p> <p style="text-align: center;">かき</p> <p>建築物等の形態又は意匠の制限、垣又はさくの構造の制限を行う。</p> |

| | | |
|-------------|--------------------|---|
| 地区施設の配置及び規模 | 道路 | 名称：区画道路 幅員 6 m～7 m 延長：約 253 m |
| | 公園 | 名称：1号公園 面積：約 282 m ² |
| | 調整地 | 面積：約 400 m ² |
| | 建築物等の用途の制限 | <p>当地区内で建設できる建築物は、次に掲げるものとする。</p> <p>① 建築基準法第48条第1項に規定する第1種低層住居専用地域内で建築することができる建築物</p> <p>② 農業用倉庫</p> |
| | 建築物の容積率の最高限度 | 100% |
| | 建築物の建ぺい率の最高限度 | 60% |
| | 建築物等の敷地面積の最低限度 | <p>165 m²</p> <p>ただし、基準時（土地区画整理事業換地決定時）に、既に上記面積未滿の敷地については、その敷地を分割しない限り建築物を建てられる。</p> |
| | 建築物等の高さの最高限度 | <p>10 m</p> <p>ただし、建築基準法別表第2（い）項第5号に掲げる建築物を除く。</p> |
| | 建築物等の壁面の位置の制限 | <p>道路境界線及び隣地境界線から建築物等の壁面又はこれに代わる柱などの面（以下「壁面等」という。）までの距離の最低限度は、1 mとする。</p> |
| | 地区整備に 関する 事項 | |

| | | | |
|--|--|--|---|
| | | <p>建築物等の形態又は意匠の制限</p> <p>建築物等の形態、意匠の制限</p> | <p style="text-align: center;">”</p> <p>1 建築物等の屋根は、勾配屋根を基本とし、都市景観上支障がないものとする。</p> <p>2 建築物等の屋根の色は、黒、グレー、茶を基調とし、外壁の色は、グレー、茶を基調とした落ち着いた色調とするとともに、周辺の景観と調和したものとする。</p> |
| | | <p>かき</p> <p>垣又はさくの構造の制限</p> | <p style="text-align: center;">かき</p> <p>道路に面して垣又はさくを設ける場合は、次のようにする。</p> <p>ただし、寺院の山門・塀等はこの限りではない。</p> <p>1. ”</p> <p>① 生け垣を基本とする。</p> <p>2. ”</p> <p>② コンクリートブロック、れんが、石積み等は、高さ0.6m以下とする。また、透視可能なフェンス又は、植樹を組み合わせた場合は、全体の高さを1.5m以下とする。</p> |

”

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

根上町、寺井町、辰口町が合併し、能美市となったことから、従前指定していた小松能美都市計画区域の一部（小松市）を一つの都市計画区域である小松都市計画区域とし、一体の都市として総合的に、整備、開発及び保全を図ることとしている。

今回、この区域再編に併せ、小松能美都市計画地区計画を小松都市計画地区計画への名称の変更や用語の改正等を行うために地区計画を変更する。

小松都市計画地区計画の変更（小松市決定）

都市計画下牧町一丁目地区地区計画を次のように変更する。

| | | |
|--------------------|---|---|
| 名 称 | 下牧町一丁目地区地区計画 | |
| 位 置 | 小松市下牧町一丁目の一部 | |
| 面 積 | 約7.8ha | |
| 地区計画の目標 | <p>本地区は、市街地中心部から北西約2.5kmの距離に位置し、小松市民センターに近接する田園地域である。</p> <p>航空自衛隊小松基地の航空機の離着陸時に発生する騒音や墜落事故等に対する不安を解消するため、下牧町の集団移転先地として集団移転先地整備事業を基盤に、地区の周辺の自然環境を生かしながら、落ち着きとゆとりある居住環境の形成を図ることを目的とする。</p> | |
| 区域の整備・開発及び保全に関する方針 | 土地利用の方針 | <p>周辺環境との調和に努めるとともに歴史文化を育み、ゆとりと潤いのある快適な低層住宅地としてのまちづくりを図る。</p> |
| | 建築物等の整備の方針 | <p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、景観的な配慮を行い、良好な住宅地の形成が図られるよう、建築物等の用途制限、容積率の最高限度、建ぺい率の最高限度、敷地面積の最低限度、高さの最高限度、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は意匠の制限、垣又はさくの構造の制限を行う。</p> |

| | | | |
|----------------------------|--|---------------|---|
| 地 区 整 備 計 画 | 建 築 物 等 に 関 す る 事 項 | 建築物等の用途の制限 | <p>地区内に建築できない建築物は、次に掲げるものとする。</p> <p>① 建築基準法第48条第10項に規定する準工業地域内に建築することができない建築物。</p> <p>② 共同住宅、長屋、宿舎又は下宿</p> <p>③ 大学・高等学校・専修学校等</p> <p>④ 病院</p> <p>⑤ ボーリング場、スケート場、水泳場等</p> <p>⑥ 風俗営業法第2条第1項第1号から第8号までに定めるキャバレー等、待合、カフェー等、ナイトクラブ等、ダンスホール等、低照明の飲食店等、他から見通すことの困難な飲食店等、まあじゃん屋、ぱちんこ屋、スロットマシン又はテレビゲーム店等</p> <p>⑦ 風俗営業法第2条第4項第1号から第5号までに定める浴場業、興行場、宿泊休憩施設、物品販売業その他これらに類するもの</p> <p>⑧ 専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱する用に供する個室(カラオケボックスその他これらに類するもの)</p> <p>⑨ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場</p> <p>⑩ ホテル、旅館</p> <p>⑪ 店舗、事務所等の床面積が150㎡を超えるもの</p> <p>⑫ 倉庫業を営む倉庫</p> <p>⑬ 畜舎</p> <p>⑭ 自動車教習所</p> <p>⑮ 自動車修理工場</p> <p>⑯ 危険物の処理・貯蔵施設</p> |
| | | 建築物の容積率の最高限度 | 150% |
| | | 建築物の建ぺい率の最高限度 | 60% |
| | | 建築物の敷地面積の最低限度 | <p>250㎡</p> <p>ただし、基準時（開発行為造成時）に、既に上記面積未満の敷地については、その敷地を分割しない限り建築物を建てられる。</p> |
| | | 建築物等の高さの最高限度 | <p>10m</p> <p>ただし、建築基準法別表第2（い）項第5号に掲げる建築物を除く。</p> |
| | | 壁面の位置の制限 | <p>道路境界線及び隣地境界線から建築物等の壁面又はこれに代わる柱などの面</p> <p>（以下「壁面等」という。）までの距離の最低限度は、1.5mとする。</p> <p>ただし、基準時（開発行為造成時）に、敷地面積が250㎡未満の敷地については、壁面等までの距離の最低限度を1.0mとすることができる。</p> |

| | |
|---------------|---|
| 建築物等の形態、意匠の制限 | <p>建築物の外壁やこれに代わる柱、屋根等の形態・意匠については、周辺の環境や地区内の街並みとの調和を図るなど都市景観に配慮したものとする。また、色彩は極端に派手な色彩を避け、周辺の景観と調和したものとする。</p> <p>屋外広告物については、自家広告物以外は設置してはならない。</p> <p>独立広告物については、道路境界線及び隣地境界線から1.5m以内には設置してはならない。</p> |
| 垣又はさくの構造の制限 | <p>道路境界線から建築物等の壁面後退区域において、垣又はさくを設けるよう努め、以下の各号に該当するものとする。</p> <p>ただし、神社、寺院の山門・塀等はこの限りではない。</p> <p>① 生け垣を基本とし高さを1.2m以下とする。</p> <p>② コンクリートブロック、れんが、石積み等は、高さ0.6m以下とする。</p> <p>また、植樹を組み合わせた場合は、全体の高さを1.2m以下とする。</p> |

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

根上町、寺井町、辰口町が合併し、能美市となったことから、従前指定していた小松能美都市計画区域の一部（小松市）を一つの都市計画区域である小松都市計画区域とし、一体の都市として総合的に、整備、開発及び保全を図ることとしている。

今回、この区域再編に併せ、小松能美都市計画地区計画を小松都市計画地区計画への名称の変更や用語の改正等を行うために地区計画を変更する。

小松能美都市計画地区計画の決定（小松市決定）

小松都市計画地区計画の変更（小松市決定）

小松能美都市計画下牧町一丁目地区地区計画を次のように決定する。

都市計画下牧町一丁目地区地区計画を次のように変更する。

朱書は変更前

| | | |
|--|------------|--|
| 名 | 称 | 下牧町一丁目地区地区計画 |
| 位 | 置 | 小松市下牧町一丁目の一部 |
| 面 | 積 | 約 7. 8 h a |
| 保 区 全 域 に の 関 整 す 備 一 方 針 ・ 開 発 及 び | 地区計画の目標 | <p>本地区は、市街地中心部から北西約 2. 5 k m の距離に位置し、小松市民センターに近接する田園地域である。</p> <p>航空自衛隊小松基地の航空機の離着陸時に発生する騒音や墜落事故等に対する不安を解消するため、下牧町の集団移転先地として集団移転先地整備事業を基盤に、地区の周辺の自然環境を生かしながら、落ち着きとゆとりある居住環境の形成を図ることを目的とする。</p> |
| 区 域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 に 関 す る 方 針 | 土地利用の方針 | <p>周辺環境との調和に努めるとともに歴史文化を育み、ゆとりと潤いのある快適な低層住宅地としてのまちづくりを図る。</p> |
| | 建築物等の整備の方針 | <p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、景観的な配慮を行い、良好な住宅地の形成が図られるよう、建築物</p> <p>建蔽率</p> <p>等の用途制限、容積率の最高限度、建ぺい率の最高限度、敷地面積の最低限度、高さの最高限度、壁面の位置の制限、</p> <p>かき</p> <p>建築物等の形態又は意匠の制限、垣又はさくの構造の制限を行う。</p> |

| | | | |
|----------------------------|--|------------|---|
| 地 区 整 備 計 画 | 建 築 物 等 に 関 す る 事 項 | " | " |
| | | 建築物等の用途の制限 | 地区内に建築できない建築物は、次に掲げるものとする。 (1) " ① 建築基準法第48条第10項に規定する準工業地域内に建築することができない建築物。 (2) " ② 共同住宅、長屋、宿舍又は下宿 (3) " ③ 大学・高等学校・専修学校等 (4) " ④ 病院 (5) " ⑤ ボーリング場、スケート場、水泳場等 (6) " ⑥ 風俗営業法第2条第1項第1号から第8号までに定めるキャバレー等、待合、カフェー等、ナイトクラブ等、ダンスホール等、低照明の飲食店等、他から見通すことの困難な飲食店等、まあじゃん屋、ぱちんこ屋、スロットマシン又はテレビゲーム店等 (7) " ⑦ 風俗営業法第2条第4項第1号から第5号までに定める浴場業、興行場、宿泊休憩施設、物品販売業その他これらに類するもの (8) " ⑧ 専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱する用に供する個室(カラオケボックスその他これらに類するもの) (9) " ⑨ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 (10) " ⑩ ホテル、旅館 (11) " ⑪ 店舗、事務所等の床面積が150㎡を超えるもの (12) " ⑫ 倉庫業を営む倉庫 (13) " ⑬ 畜舎 (14) " ⑭ 自動車教習所 (15) " ⑮ 自動車修理工場 (16) " ⑯ 危険物の処理・貯蔵施設 |
| | | " | " |
| | 建築物の容積率の最高限度 | " | 150% |
| | 建築物の建蔽率最高限度 建築物の建ぺい率の最高限度 | " | 60% |

| | | |
|--------------------|---------------------------------|--|
| 地区整備に 備える 事項 | 建築物等の敷地面積の最低限度 建築物の敷地面積の最低限度 | 250㎡ ただし、基準時（開発行為造成時）に、既に上記面積未滿の敷地については、その敷地を分割しない限り建築物を建てられる。 |
| | 建築物等の高さの最高限度 | 10m ただし、建築基準法別表第2（い）項第5号に掲げる建築物を除く。 |
| | 建築物等の壁面の位置の制限 壁面の位置の制限 | 道路境界線及び隣地境界線から建築物等の壁面又はこれに代わる柱などの面（以下「壁面等」という。）までの距離の最低限度は、1.5mとする。 ただし、基準時（開発行為造成時）に、敷地面積が250㎡未滿の敷地については、壁面等までの距離の最低限度を1.0mとすることができる。 |
| | 建築物等の形態又は意匠の制限 建築物等の形態、意匠の制限 | 建築物の外壁やこれに代わる柱、屋根等の形態・意匠については、周辺の環境や地区内の街並みとの調和を図るなど都市景観に配慮したものとする。また、色彩は極端に派手な色彩を避け、周辺の景観と調和したものとする。 屋外広告物については、自家広告物以外は設置してはならない。 独立広告物については、道路境界線及び隣地境界線から1.5m以内には設置してはならない。 |
| | かき 垣又はさくの構造の制限 | かき 道路境界線から建築物等の壁面後退区域において、垣又はさくを設けるよう努め、以下の各号に該当するものとする。 ただし、神社、寺院の山門・塀等はこの限りではない。 (1) 生け垣を基本とし高さを1.2m以下とする。 (2) コンクリートブロック、れんが、石積み等は、高さ0.6m以下とする。 また、植樹を組み合わせた場合は、全体の高さを1.2m以下とする。 |

「区域は計画図表示のとおり」

理由

根上町、寺井町、辰口町が合併し、能美市となったことから、従前指定していた小松能美都市計画区域の一部（小松市）を一つの都市計画区域である小松都市計画区域とし、一体の都市として総合的に、整備、開発及び保全を図ることとしている。

今回、この区域再編に併せ、小松能美都市計画地区計画を小松都市計画地区計画への名称の変更や用語の改正等を行うために地区計画を変更する。

小松都市計画地区計画の変更（小松市決定）

都市計画都市計画道路空港軽海線園町・沖町沿線地区地区計画を次のように変更する。

| | | |
|--------------------|------------|--|
| 名 | 称 | 都市計画道路空港軽海線園町・沖町沿線地区地区計画 |
| 位 | 置 | 小松市園町、沖町の各一部 |
| 面 | 積 | 約 6. 1 h a |
| 地区計画の目標 | | <p>本地区は、本市中心部から東西に伸びる都市計画道路空港軽海線の国道 305 号交差点部分から東側約 800 m に位置する糸町交差点までの区間の沿道に面する地区である。</p> <p>本地区は、主要幹線街路である空港軽海線の沿線における無秩序な開発を防止し、良好な街区の形成を目指すものである。</p> |
| 区域の整備・開発及び保全に関する方針 | 土地利用の方針 | <p>本地区の両端は市街化区域であり、既に、県の出先機関や商工会議所といった公的機関や銀行、病院などの施設が立地するほか、店舗、事務所及び飲食店などが点在している。</p> <p>本地区は、事務所や店舗等の商業・業務施設、自動車修理工場等の自動車関連施設などの立地を図り、自動車交通量の多い主要幹線街路の沿線にふさわしい土地利用を図る。</p> |
| | 建築物等の整備の方針 | <p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、景観的な配慮を行い、周辺環境との調和した魅力ある街区の形成がなされるよう、建築物等の用途制限、建築物の容積率の最高限度、建ぺい率の最高限度、建築物等の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、高さの最高限度、形態又は意匠の制限並びに垣又はさくの構造の制限などを行う。</p> |

| | | | | | |
|----------------|--------------------|---------------|----------|---|--|
| 地区 整備 計画 | 地区の 区分 | 地区の 名称 | A 地区 | B 地区 | |
| | | 地区の 面積 | 約 5.9 ha | 約 0.2 ha | |
| | 建築物等 に関する 事項 | 建築物等の用途の制限 | | <p>当地区に建設できる建築物は下記に掲げるものとする。</p> <p>ただし、この地区計画決定の際、現に存する建築物の敷地において、従前と同様の用途の建築物を建築する場合、及び当地区の区域の整備・開発及び保全の方針に基づき市長がやむを得ないと認めた場合については、この限りでない。</p> <p>① 店舗、事務所で床面積の合計が 3,000 m²を超えないもの</p> <p>② 店舗、事務所と自己居住の住宅または共同住宅を併用するもので店舗、事務所の床面積の合計が 3,000 m²を超えないもの ただし、共同住宅と併用する場合、共同住宅に供するものは 1 階部分に設けてはならない。</p> <p>③ ホテル、旅館で床面積の合計が 3,000 m²を超えないもの</p> <p>④ 自動車修理工場で作業場の面積が 300 m²を越えないもの</p> | <p>当地区に建設できる建築物は、建築基準法第 48 条第 5 項に規定する第一種住居地域内に建築することができる建築物とする。</p> |
| | | 建築物の容積率の最高限度 | | 200% | |
| | | 建築物の建ぺい率の最高限度 | | 60% | |
| | | 建築物の敷地面積の最低限度 | | 200 m ² ただし、基準時（地区計画の都市計画決定時）に既に上記面積未達の敷地になっている場合は、この限りでない。 | |
| | | 壁面の位置の制限 | | 道路境界線及び隣地境界線から建築物等の壁面又はこれに代わる柱などの面（以下「壁面等」という。）までの距離の最低限度は、1.0 m とする。 | |
| | | 建築物等の高さの最高限度 | | 20 m | |
| | | 建築物等の形態、意匠の制限 | | <p>1 建築物の外壁は、極端に派手な色の使用を避け、背景となる自然景観との調和に配慮したものにし、形態及び意匠は都市景観上支障がないものとする。</p> <p>2 建築物に屋上設備、屋外設備機器等を設置する場合は景観に配慮し、街路や周辺の建物などから容易に望見できない構造とする。</p> <p>3 広告物等は、できるだけ集約化、建物との一体化を図るとともに、街並みに調和する質の高いデザインとする。</p> | |

| | | | |
|--|--|-------------|---|
| | | 垣又はさくの構造の制限 | <p>街路境界線から建築物等の壁面等後退区域において、垣又はさくを設ける場合は、以下の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>① 高さ1.5m以下の生け垣又はフェンスとする。</p> <p>② コンクリートブロック、れんが、石積み等は、高さ0.6m以下とする。また、生け垣と組み合わせた場合は、全体の高さを1.5m以下とする。</p> |
|--|--|-------------|---|

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

根上町、寺井町、辰口町が合併し、能美市になったことから、従前指定していた小松能美都市計画区域の一部（小松市）を一つの都市計画区域である小松都市計画区域とし、一体の都市として総合的に、整備、開発及び保全を図ることとしている。

今回、この区域再編に併せ、今回、この区域再編に併せ、小松能美都市計画地区計画を小松都市計画地区計画への名称の変更や用語の改正等を行うために地区計画を変更する。

小松能美都市計画地区計画の決定（小松市決定）

小松都市計画地区計画の変更（小松市決定）

都市計画都市計画道路空港軽海線園町・沖町沿線地区地区計画を次のように決定する。

都市計画都市計画道路空港軽海線園町・沖町沿線地区地区計画を次のように変更する。

朱書は変更前

| | | |
|--------------------|------------|---|
| 名 | 称 | 都市計画道路空港軽海線園町・沖町沿線地区地区計画 |
| 位 | 置 | 小松市園町、沖町の各一部 |
| 面 | 積 | 約 6. 1 h a |
| 区域の整備・開発及び保全に関する方針 | 地区計画の目標 | <p>本地区は、本市中心部から東西に伸びる都市計画道路空港軽海線の国道 305 号交差点部分から東側約 800 m に位置する糸町交差点までの区間の沿道に面する地区である。</p> <p>本地区は、主要幹線街路である空港軽海線の沿線における無秩序な開発を防止し、良好な街区の形成を目指すものである。</p> |
| | 土地利用の方針 | <p>本地区の両端は市街化区域であり、既に、県の出先機関や商工会議所といった公的機関や銀行、病院などの施設が立地するほか、店舗、事務所及び飲食店などが点在している。</p> <p>本地区は、事務所や店舗等の商業・業務施設、自動車修理工場等の自動車関連施設などの立地を図り、自動車交通量の多い主要幹線街路の沿線にふさわしい土地利用を図る。</p> |
| 区域の整備・開発及び保全に関する方針 | 建築物等の整備の方針 | <p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、景観的な配慮を行い、周辺環境との調和した魅力ある街区の形成がなされるよう、建築物等の用途制限、建築物の容積率の最高限度、建ぺい率の最高限度、建築物等の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、高さの最高限度、形態又は意匠</p> <p>かき</p> <p>の制限並びに垣又はさくの構造の制限などを行う。</p> |

| | | | | |
|---------------|-------------------------------------|---|--|-------------|
| " 地 区 整 備 計 画 | " 建 築 物 等 関 する 事 項 | " 地区の区分 | " 地区の名称 A 地区 | " B 地区 |
| | | " 地区の面積 | " 約 5.9 h a | " 約 0.2 h a |
| | " 建築物等の用途の制限 | " <p>当地区に建設できる建築物は下記に掲げるものとする。ただし、この地区計画決定の際、現に存する建築物の敷地において、従前と同様の用途の建築物を建築する場合、及び当地区の区域の整備・開発及び保全の方針に基づき市長がやむを得ないと認めた場合については、この限りでない。</p> (1) ① 店舗、事務所で床面積の合計が 3,000 m ² を超えないもの (2) ② 店舗、事務所と自己居住の住宅または共同住宅を併用するもので店舗、事務所の床面積の合計が 3,000 m ² を超えないもの ただし、共同住宅と併用する場合、共同住宅に供するものは 1 階部分に設けてはならない。 (3) ③ ホテル、旅館で床面積の合計が 3,000 m ² を超えないもの (4) ④ 自動車修理工場で作業場の面積が 300 m ² を越えないもの | " <p>当地区に建設できる建築物は、建築基準法第 48 条第 5 項に規定する第一種住居地域内に建築することができる建築物とする。</p> | |
| | " 建築物の容積率の最高限度 | " 200% | | |
| | " 建築物の建ぺい率の最高限度 | " 60% | | |
| | " 建築物等の敷地面積の最低限度 " 建築物の敷地面積の最低限度 | " 200 m ² ただし、基準時（地区計画の都市計画決定時）に既に上記面積未満の敷地になっている場合は、この限りでない。 | | |
| | " 建築物等の壁面位置の制限 " 壁面の位置の制限 | " <p>道路境界線及び隣地境界線から建築物等の壁面又はこれに代わる柱などの面（以下「壁面等」という。）までの距離の最低限度は、1.0 m とする。</p> | | |

| | | |
|--|--|---|
| | <p>”</p> <p>建築物等の高さの最高限度</p> | <p>”</p> <p>20m</p> |
| | <p>建築物等の形態又は意匠の制限</p> <p>建築物等の形態、意匠の制限</p> | <p>1. ”</p> <p>1 建築物の外壁は、極端に派手な色の使用を避け、背景となる自然景観との調和に配慮したものにし、形態及び意匠は都市景観上支障がないものとする。</p> <p>2. ”</p> <p>2 建築物に屋上設備、屋外設備機器等を設置する場合は景観に配慮し、街路や周辺の建物などから容易に望見できない構造とする。</p> <p>3. ”</p> <p>3 広告物等は、できるだけ集約化、建物との一体化を図るとともに、街並みに調和する質の高いデザインとする。</p> |
| | <p>かき</p> <p>垣又はさくの構造の制限</p> | <p>”</p> <p>街路境界線から建築物等の壁面等後退区域において、垣又はさくを設ける場合は、以下の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) ”</p> <p>① 高さ1.5m以下の生け垣又はフェンスとする。</p> <p>(2) ”</p> <p>② コンクリートブロック、れんが、石積み等は、高さ0.6m以下とする。また、生け垣と組み合わせた場合は、全体の高さを1.5m以下とする。</p> |

”

「区域は計画図表示のとおり」

理由

根上町、寺井町、辰口町が合併し、能美市になったことから、従前指定していた小松能美都市計画区域の一部(小松市)を一つの都市計画区域である小松都市計画区域とし、一体の都市として総合的に、整備、開発及び保全を図ることとしている。

今回、この区域再編に併せ、小松能美都市計画地区計画を小松都市計画地区計画への名称の変更や用語の改正等を行うために地区計画を変更する。

小松都市計画地区計画の変更（小松市決定）

都市計画下牧南地区地区計画を次のように変更する。

| | | |
|--------------------|--|--|
| 名 称 | 下牧南地区地区計画 | |
| 位 置 | 小松市下牧町、城南町の各一部 | |
| 面 積 | 約 3. 8 h a | |
| 地区計画の目標 | <p>本地区は、本市中心部から西北方向に約 1 k m に位置し、中心市街から広がる市街化区域の西端に位置している。</p> <p>主要幹線道路である（都）空港軽海線に近接し、中環状道路の（都）松任町向本折線の沿線であり、交通の利便性の高い地区であることから、中心市街地と一体となった新たな市街地として整備・育成していく必要がある。</p> <p>このため、地区計画の策定により計画的な市街地整備を図り、主要幹線道路沿線にふさわしい健全な商業街区として整備し、ゆとりある都市空間の形成を目指すものである。</p> | |
| 区域の整備・開発及び保全に関する方針 | 土地利用の方針 | <p>小松飛行場の航空機騒音区域であることを考慮し、住宅の用に供する建築物等を制限し新しい商業街区の形成を目標として、周辺地域住民の利便性の高い良好な環境を有する土地利用を図るものである。</p> |
| | 建築物等の整備の方針 | <p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、健全な商業地を育成するため、用途制限として住宅の用に供する建築物等の立地を制限する。また、壁面の位置の制限によりゆとりある歩行空間の確保を図る。</p> |

| | | | |
|--------|-------------------|---------------|--|
| 地区整備計画 | 建築等に 関する 事項 | 建築物等の用途の制限 | <p>当地区に建築できる建築物は、近隣商業地域内に建築できる建築物とする。ただし、次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>① 住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿 ② 1に掲げる建築物で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの ③ マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券発売場その他これらに類するもの ④ 神社、寺院、教会その他これらに類するもの ⑤ 自動車教習所 ⑥ 畜舎</p> |
| | | 建築物の容積率の最高限度 | 200% |
| | | 建築物の建ぺい率の最高限度 | 60% |
| | | 壁面の位置の制限 | 道路境界線から建築物の壁面、又はこれに代わる柱等の面(以下「壁面等」という。)までの距離の最低限度は、1.0mとする。 |
| | | 建築物等の高さの最高限度 | 20m |
| | | 建築物等の形態、意匠の制限 | <p>1 建築物の外壁の色は、原色の基調を避け、極端に派手な色の使用を避けるとともに、周辺市街地及び自然環境との調和を図り、形態又は意匠は、都市景観上支障がないものとする。</p> <p>2 建築物に屋上設備、屋外設備機器等を設置する場合は、景観に配慮し、街路や周辺の建物などから容易に望見できない構造とする。</p> <p>3 屋外広告物は、色彩、装飾、大きさ等により美観風致を損なわず、都市景観形成上支障のないものとする。</p> |
| | | 垣又はさくの構造の制限 | <p>道路境界線から建築物等の壁面後退区域において、垣又はさくを設ける場合は、次に該当するものとする。</p> <p>① 高さ1.8m以下の生垣又は植栽とする。 ② 高さ1.8m以下の透視可能な鉄さくやフェンスとする。 ③ レンガ、タイル、化粧ブロック、石、その他これらに類するものを設置する場合は、高さ0.6m以下とする。 また、生垣や植栽、透視可能な鉄さくフェンスと組み合わせた場合は、全体の高さを1.8m以下とする。</p> |

「区域は計画図表示のとおり」

理由

根上町、寺井町、辰口町が合併し、能美市となったことから、従前指定していた小松能美都市計画区域の一部(小松市)を一つの都市計画区域である小松都市計画区域とし、一体のとし、一体の都市として総合的に、整備、開発及び保全を図ることとしている。

今回、この区域再編に併せ、今回、この区域再編に併せ、小松能美都市計画地区計画を小松都市計画地区計画への名称の変更や用語の改正等を行うために地区計画を変更する。

小松能美都市計画地区計画の決定（小松市決定）

小松都市計画地区計画の変更（小松市決定）

小松能美都市計画下牧南地区地区計画を次のように決定する。

都市計画下牧南地区地区計画を次のように変更する。

朱書は変更前

| | | |
|--|------------|--|
| 名 | 称 | 下牧南地区地区計画 |
| 位 | 置 | 小松市下牧町、城南町の各一部 |
| 面 | 積 | 約 3.8 h a |
| 関 区 域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 に | 地区計画の目標 | <p>本地区は、本市中心部から西北方向に約 1 k m に位置し、中心市街から広がる市街化区域の西端に位置している。</p> <p>主要幹線道路である（都）空港軽海線に近接し、中環状道路の（都）松任町向本折線の沿線であり、交通の利便性の高い地区であることから、中心市街地と一体となった新たな市街地として整備・育成していく必要がある。</p> <p>このため、地区計画の策定により計画的な市街地整備を図り、主要幹線道路沿線にふさわしい健全な商業街区として整備し、ゆとりある都市空間の形成を目指すものである。</p> |
| 区 域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 に 関 する 方 針 | 土地利用の方針 | <p>小松飛行場の航空機騒音区域であることを考慮し、住宅の用に供する建築物等を制限し新しい商業街区の形成を目標として、周辺地域住民の利便性の高い良好な環境を有する土地利用を図るものである。</p> |
| | 建築物等の整備の方針 | <p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、健全な商業地を育成するため、用途制限として住宅の用に供する建築物等の立地を制限する。また、壁面位置の制限によりゆとりある歩行空間の確保を図る。</p> |

| | | |
|---------------------|---------------------------------|---|
| 地区整備に 関係する 事項 | 建築物 | <p>”</p> <p>当地区に建築できる建築物は、近隣商業地域内に建築できる建築物とする。ただし、次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>1 ”</p> <p>① 住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿</p> <p>2 ”</p> <p>② 1に掲げる建築物で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの</p> <p>3 ”</p> <p>③ マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券発売場その他これらに類するもの</p> <p>4 ”</p> <p>④ 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>5 ”</p> <p>⑤ 自動車教習所</p> <p>6 ”</p> <p>⑥ 畜舎</p> |
| | 建築物等の容積率の最高限度 | ” 200% |
| | 建築物の建ぺい率の最高限度 | ” 60% |
| | 建築物等の壁面位置の制限 壁面の位置の制限 | ” 道路境界線から建築物の壁面、又はこれに代わる柱等の面（以下「壁面等」という。）までの距離の最低限度は、1.0mとする。 |
| | 建築物等の高さの最高限度 | ” 20m |
| | 建築物等の形態又は意匠の制限 建築物等の形態、意匠の制限 | ” 1 建築物の外壁の色は、原色の基調を避け、極端に派手な色の使用を避けるとともに、周辺市街地及び自然環境との調和を図り、形態又は意匠は、都市景観上支障がないものとする。 2 建築物に屋上設備、屋外設備機器等を設置する場合は、景観に配慮し、街路や周辺の建物などから容易に望見できない構造とする。 3 屋外広告物は、色彩、装飾、大きさ等により美観風致を損なわず、都市景観形成上支障のないものとする。 |

| | | | |
|--|--|---------------------------|--|
| | | | ” |
| | | かき 垣又はさく の構造の制 限 | <p>道路境界線から建築物等の壁面後退区域において、垣又はさくを設ける場合は、次に該当するものとする。</p> <p>1 ”</p> <p>① 高さ1.8 m以下の生垣又は植栽とする。</p> <p>2 ”</p> <p>② 高さ1.8 m以下の透視可能な鉄さくやフェンスとする。</p> <p>3 ”</p> <p>③ レンガ、タイル、化粧ブロック、石、その他これらに類するものを設置する場合は、高さ0.6 m以下とする。 また、生垣や植栽、透視可能な鉄さくフェンスと組み合わせた場合は、全体の高さを1.8 m以下とする。</p> |

”

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

根上町、寺井町、辰口町が合併し、能美市となったことから、従前指定していた小松能美都市計画区域の一部（小松市）を一つの都市計画区域である小松都市計画区域とし、一体の都市として総合的に、整備、開発及び保全を図ることとしている。

今回、この区域再編に併せ、小松能美都市計画地区計画を小松都市計画地区計画への名称の変更や用語の改正等を行うために地区計画を変更する。

小松都市計画地区計画の変更（小松市決定）

都市計画矢田野工業団地地区地区計画を次のように変更する。

| | | |
|--------------------|---|--|
| 名 称 | 矢田野工業団地地区地区計画 | |
| 位 置 | 小松市矢田野町の一部 | |
| 面 積 | 約 7. 2 h a | |
| 地区計画の目標 | 本地区は、小松市南部の栗津駅周辺から南西に約 1.9km に位置し、主要幹線道路である南加賀道路が北側に隣接する交通利便性の優れた地区である。これらの立地条件を生かし、工業団地としての適正な土地利用を図り、周辺環境と調和した快適で潤いのある工業団地の形成を目標とするため地区計画を定めるものである。 | |
| 区域の整備・開発及び保全に関する方針 | 土地利用の方針 | 本地区は、製造業をはじめとする企業の新たな工業地区として適正な土地利用を誘導するため、建築物等の用途の制限により用途の混在を防止するとともに、その他建築物等に関する規制を行い南加賀道路からの景観や、周辺の自然や田園風景との調和に配慮した土地利用を図る。 |
| | 地区施設の整備方針 | 地区内の区画道路は、幅員 9 m 以上を確保し、公園及び調整池を適切に配置する。また、地区内の区画道路との連続性を考慮し地区南側及び西側の道路は、幅員 7 m 以上を確保する。 |
| | 建築物等の整備の方針 | 地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、景観的な配慮を行い、かつ、周辺環境との調和が図られるよう、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は意匠の制限、垣又はさくの構造の制限を行い、快適で潤いのある工業団地が形成されるよう誘導する。また、工場排水等の公害防止に努め、周辺農地への環境に配慮する。 |

| | | | | | | |
|---------------------------------|----------------------------|--|--|---------------------------------|--|--|
| 地区 施設 の配 置及 び規 模 | 道 路 | 名称：区画道路1号 | 幅員 9 m | 延長：約 2 9 0 m | | |
| | | 区画道路2号 | 幅員 2 m | 延長：約 2 4 6 m | | |
| | 区画道路3号 | 幅員 1. 5 m | 延長：約 3 3 8 m | | | |
| | | 名称：緑道 | 幅員 2 m | 延長：約 5 0 m | | |
| | 公 園 | 名称：公園 | 面積：約 2, 2 0 0 m ² | | | |
| | 調整池 | 面積：約 6, 1 0 0 m ² | | | | |
| | 地 区 整 備 計 画 | 建 築 物 等 に 関 す る 事 項 | 建築物等の用途の制限 | 建築基準法別表第二（を）項に掲げる建築物を建築してはならない。 | | |
| | | | 建築物の容積率の最高限度 | 2 0 0 % | | |
| | | | 建築物の建ぺい率の最高限度 | 6 0 % | | |
| | | | 建築物の敷地面積の最低限度 | 2, 5 0 0 m ² | | |
| 壁面の位置の制限 | | | 建築物の壁面又はこれに代わる柱等の面（以下「壁面等」という。）から道路境界線又は隣地、公園、調整池若しくは水路（以下「隣地等」という。）の境界線までの距離の最低限度は、次に掲げる数値とする。 ① 道路境界線については 2 m ② 隣地等境界線については 1 m | | | |
| 建築物等の形態、意匠の制限 | | | 1 建築物等の形態・意匠は周辺の景観に調和し、都市景観上支障がないものとする。 2 広告物は自己の用に供するもので、色彩、装飾、大きさ等により美観風致を損なわず、都市景観上支障のないもので次に該当するものとする。 ① 屋上及び屋根面には設置しない。 ② 独立広告物は、表示面を含め壁面後退部分に設置しない。 ただし、地盤面からの最低高を 3 m 以上確保し、かつ、壁面後退部分への突出幅が 1 m 以内のものは除く。 | | | |
| 垣又はさくの構造の制限 | | | 道路境界線から建築物等の壁面後退区域において、垣又はさくを設ける場合は、次に該当するものとする。 ① 高さ 1. 8 m 以下の生垣又は植栽とする。 ② 高さ 1. 8 m 以下の透視可能な鉄さくやフェンスとする。 ③ レンガ、タイル、化粧ブロック、石、その他これらに類するものを設置する場合は、高さ 0. 6 m 以下とする。 また、生垣や植栽、透視可能な鉄さくやフェンスと組み合わせた場合は、全体の高さを 1. 8 m 以下とする。 | | | |

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

根上町、寺井町、辰口町が合併し、能美市になったことから、従前指定していた小松能美都市計画区域の一部（小松市）を一つの都市計画区域である小松都市計画区域とし、一体の都市として総合的に、整備、開発及び保全を図ることとしている。

今回、この区域再編に併せ、今回、この区域再編に併せ、小松能美都市計画地区計画を小松都市計画地区計画への名称の変更や用語の改正等を行うために地区計画を変更する。

小松能美都市計画地区計画の決定（小松市決定）

小松都市計画地区計画の変更（小松市決定）

小松能美都市計画矢田野工業団地地区地区計画を次のように決定する。

都市計画矢田野工業団地地区地区計画を次のように変更する。

朱書は変更前

| | | |
|--------------------|------------|---|
| 名 | 称 | 矢田野工業団地地区地区計画 |
| 位 | 置 | 小松市矢田野町の一部 |
| 面 | 積 | 約 7. 2 h a |
| 区域の整備・開発及び保全に関する方針 | 地区計画の目標 | 本地区は、小松市南部の栗津駅周辺から南西に約 1.9km に位置し、主要幹線道路である南加賀道路が北側に隣接する交通利便性の優れた地区である。これらの立地条件を生かし、工業団地としての適正な土地利用を図り、周辺環境と調和した快適で潤いのある工業団地の形成を目標とするため地区計画を定めるものである。 |
| | 土地利用の方針 | 本地区は、製造業をはじめとする企業の新たな工業地区として適正な土地利用を誘導するため、建築物等の用途の制限により用途の混在を防止するとともに、その他建築物等に関する規制を行い南加賀道路からの景観や、周辺の自然や田園風景との調和に配慮した土地利用を図る。 |
| | 地区施設の整備方針 | 地区内の区画道路は、幅員 9 m 以上を確保し、公園及び調整池を適切に配置する。また、地区内の区画道路との連続性を考慮し地区南側及び西側の道路は、幅員 7 m 以上を確保する。 |
| | 建築物等の整備の方針 | 地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、景観的な配慮を行い、かつ、周辺環境との調和が図られるよう、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面位置の制限、建築物等の形態又は意匠の制限、垣又はさくの構造の制限を行い、快適で潤いのある工業団地が形成されるよう誘導する。また、工場排水等の公害防止に努め、周辺農地への環境に配慮する。 |

| | | | | | | | |
|----------------------------|--|---|----------------------------|-------------------------------|--|----------------------------------|--|
| 地 区 整 備 計 画 | " 区 設 配 及 規 模 の 置 び 模 | " 道 路 | " | 名称：区画道路1号 区画道路2号 区画道路3号 | 幅員9m 幅員2m 幅員1.5m | 延長：約290m 延長：約246m 延長：約338m | |
| | | | " | 名称：緑道 | 幅員2m | 延長：約50m | |
| | | " 公 園 | " | 名称：公園 | 面積：約2,200㎡ | | |
| | | " 調 整 池 | " | 面積：約6,100㎡ | | | |
| | 建 築 物 等 に 関 す る 事 項 | " 建 築 物 等 の 用 途 制 限 | 建築物等 の用途の 制限 | " | 建築基準法別表第二（を）項に掲げる建築物を建築してはならない。 | | |
| | | | 建築物の 容積率の 最高限度 | " | 200% | | |
| | | | 建築物の 建ぺい率 の最高限 度 | " | 60% | | |
| | | | 建築物等 の敷地面 積の最低 限度 | " | 2,500㎡ | | |
| | | | 建築物等 の壁面位 置の制限 | " | 建築物の壁面又はこれに代わる柱等の面（以下「壁面等」という。）から道路境界線又は隣地、公園、調整池若しくは水路（以下「隣地等」という。）の境界線までの距離の最低限度は、次に掲げる数値とする。 (1) " ① 道路境界線については2m (2) " ② 隣地等境界線については1m | | |

| | | | |
|--|--|-------------------------------|---|
| | | <p>”</p> <p>建築物等の形態、意匠の制限</p> | <p>1. ”</p> <p>1 建築物等の形態・意匠は周辺の景観に調和し、都市景観上支障がないものとする。</p> <p>2. ”</p> <p>2 広告物は自己の用に供するもので、色彩、装飾、大きさ等により美観風致を損なわず、都市景観上支障のないもので次に該当するものとする。</p> <p>(1) ”</p> <p>① 屋上及び屋根面には設置しない。</p> <p>(2) ”</p> <p>② 独立広告物は、表示面を含め壁面後退部分に設置しない。</p> <p>ただし、地盤面からの最低高を3 m以上確保し、かつ、壁面後退部分への突出幅が1 m以内のものは除く。</p> |
| | | <p>”</p> <p>垣又はさくの構造の制限</p> | <p>”</p> <p>道路境界線から建築物等の壁面後退区域において、垣又はさくを設ける場合は、次に該当するものとする。</p> <p>(1) ”</p> <p>① 高さ1.8 m以下の生垣又は植栽とする。</p> <p>(2) ”</p> <p>② 高さ1.8 m以下の透視可能な鉄さくやフェンスとする。</p> <p>(3) ”</p> <p>③ レンガ、タイル、化粧ブロック、石、その他これらに類するものを設置する場合は、高さ0.6 m以下とする。</p> <p>また、生垣や植栽、透視可能な鉄さくやフェンスと組み合わせた場合は、全体の高さを1.8 m以下とする。</p> |

”

「区域は計画図表示のとおり」

理由

根上町、寺井町、辰口町が合併し、能美市となったことから、従前指定していた小松能美都市計画区域の一部（小松市）を一つの都市計画区域である小松都市計画区域とし、一体の都市として総合的に、整備、開発及び保全を図ることとしている。

今回、この区域再編に併せ、小松能美都市計画地区計画を小松都市計画地区計画への名称の変更や用語の改正等を行うために地区計画を変更する。

小松都市計画地区計画の変更（小松市決定）

都市計画串茶屋町地区地区計画を次のように変更する。

| | | |
|--------------------|------------|--|
| 名 | 称 | 串茶屋町地区地区計画 |
| 位 | 置 | 小松市串茶屋町の一部 |
| 面 | 積 | 約 1. 1 h a |
| 地区計画の目標 | | <p>本地区は、市街地中心部から南に約 3.5km の距離に位置し、既存市街地に近接し、田園環境にも近接した既存集落である。</p> <p>周辺環境と合わせ、これら自然環境や田園環境を行かした、良好でゆとりある居住環境の形成を図ることを目標とする。</p> |
| 区域の整備・開発及び保全に関する方針 | 土地利用の方針 | <p>周辺環境との調和に努めるとともに、ゆとりと潤いのある、快適で緑豊かな低層住宅地としてのまちづくりを図る。</p> |
| | 地区施設の整備方針 | <p>地区内の区画道路は、幅員 6 m 以上を確保するとともに、既存集落内の歩行者動線に配慮し、歩行者専用道路を確保する。また、公園や調整池を適切に設置する。</p> |
| | 建築物等の整備の方針 | <p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、景観的な配慮を行い、良好な住宅地の形成が図れるよう、建築物等の用途制限、容積率の最高限度、建ぺい率の最高限度、敷地面積の最低限度、高さの最高限度、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は意匠の制限、垣又はさくの構造の制限を行う。</p> |

| | | | |
|----------------------------|--|---------------|--|
| 地区 整備 計画 する 事項 | 地区施設 の配置 及び 規模 | 道 路 | 名称：区画道路 幅員：6.0m 延長：約 304m 名称：歩行者専用道路 幅員：2.0m 延長：約 18m |
| | | 公 園 | 名称：公園（調整池兼用）面積：約 260 m ² |
| | | 調整池 | 面積：約 929 m ² |
| | 建 築 物 等 関 連 事 項 | 建築物等の用途の制限 | 建築基準法別表第2（ろ）に掲げる建築物以外は、建築してはならない。 |
| | | 建築物の容積率の最高限度 | 100% |
| | | 建築物の建ぺい率の最高限度 | 60% |
| | | 建築物の敷地面積の最低限度 | 200 m ² ただし、基準時（地区計画の都市計画決定時）に、既に上記未満の敷地となっている場合は、この限りではない。 |
| | | 壁面の位置の制限 | 1 道路境界線及び隣地境界線から建築物等の壁面又はこれに代わる柱などの面（以下「壁面等」という。）までの距離の最低限度は、1 mとする。 2 自動車車庫で面積が50 m ² 以下のものについては、第1項の規定を0.5 mまで緩和することができる。 |
| | | 建築物等の高さの最高限度 | 10 m |
| | | 建築物等の形態、意匠の制限 | 建築物等の外壁の色は、白、グレー、茶を基調とし、また屋根の色は、黒、グレー、茶を基調とし、周辺の景観と調和した落ち着いたある色調とする。 屋外広告物は自家用とし、色彩、装飾、大きさ等により美観風致を損なわず、周辺の景観と調和し、都市景観上支障のないので、次に該当するものとする。 ① 広告物の全体表示面積は、3 m ² 以下とする。 ② 屋根面及び屋上に設置しない。 ③ 独立広告物の高さは、6 m以下とする。 |
| 垣又はさくの構造の制限 | 道路境界線から建築物等の壁面後退区域に面して、垣又はさくを設ける場合は、次に該当するものとする。 ① 高さ1.5 m以下の生け垣又は植栽とする。 ② コンクリートブロック、れんが、石積み等は、高さ0.6 m以下とする。また、透視可能なフェンス又は、植樹を組み合わせた場合は、全体の高さを1.5 m以下とする。 | | |

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

根上町、寺井町、辰口町が合併し、能美市になったことから、従前指定していた小松能美都市計画区域の一部（小松市）を一つの都市計画区域である小松都市計画区域とし、一体の都市として総合的に、整備、開発及び保全を図ることとしている。

今回、この区域再編に併せ、小松能美都市計画地区計画を小松都市計画地区計画への名称の変更や用語の改正等を行うために地区計画を変更する。

小松能美都市計画地区計画の決定（小松市決定）

小松都市計画地区計画の変更（小松市決定）

小松能美都市計画串茶屋町地区地区計画を次のように決定する。

都市計画串茶屋町地区地区計画を次のように変更する。

朱書は変更前

| | | |
|--------------------|------------|---|
| | 名 称 | 串茶屋町地区地区計画 |
| | 位 置 | 小松市串茶屋町の一部 |
| | 面 積 | 約 1. 1 h a |
| 区域の整備・開発及び保全に関する方針 | 地区計画の目標 | <p>本地区は、市街地中心部から南に約 3.5km の距離に位置し、既存市街地に近接し、田園環境にも近接した既存集落である。</p> <p>周辺環境と合わせ、これら自然環境や田園環境を行かした、良好でゆとりある居住環境の形成を図ることを目標とする。</p> |
| | 土地利用の方針 | <p>周辺環境との調和に努めるとともに、ゆとりと潤いのある、快適で緑豊かな低層住宅地としてのまちづくりを図る。</p> |
| | 地区施設の整備方針 | <p>地区内の区画道路は、幅員 6 m 以上を確保するとともに、既存集落内の歩行者動線に配慮し、歩行者専用道路を確保する。また、公園や調整池を適切に設置する。</p> |
| 区域の整備・開発及び保全に関する方針 | 建築物等の整備の方針 | <p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、景観的な配慮を行い、良好な住宅地の形成が図れるよう、建築物等の用途制限、容積率の最高限度、建ぺい率の最高限度、敷地面積の最低限度、高さの最高限度、壁面位置の制限、建築物等の形態又は意匠の制限、垣又はさくの構造の制限を行う。</p> |

| | | | | |
|---------------------------------|----------------|-----------------------|---|---------------------|
| 地区 施設 の配 置及 び規 模 | 道路 | 名称：区画道路 名称：歩行者専用道路 | 幅員：6.0m 幅員：2.0m | 延長：約304m 延長：約18m |
| | 公園 | 名称：公園（調整池兼用） | 面積：約260㎡ | |
| | 調整池 | 面積：約929㎡ | | |
| | 建築物等の用途制限 | 建築物等の用途の制限 | 建築基準法別表第2（ろ）に掲げる建築物以外は、建築してはならない。 | |
| | 建築物の容積率の最高限度 | | 100% | |
| | 建築物の建ぺい率の最高限度 | | 60% | |
| | 建築物等の敷地面積の最低限度 | 建築物の敷地面積の最低限度 | 200㎡ ただし、基準時（地区計画の都市計画決定時）に、既に上記未満の敷地となっている場合は、この限りではない。 | |
| | 建築物等の壁面位置の制限 | 壁面の位置の制限 | 1 道路境界線及び隣地境界線から建築物等の壁面又はこれに代わる柱などの面（以下「壁面等」という。）までの距離の最低限度は、1mとする。 2 自動車車庫で面積が50㎡以下のものについては、第1項の規定を0.5mまで緩和することができる。 | |
| | 建築物等の高さの最高限度 | | 10m | |
| | 事項 | 建築物等の形態、意匠の制限 | 建築物等の外壁の色は、白、グレー、茶を基調とし、また屋根の色は、黒、グレー、茶を基調とし、周辺の景観と調和した落ち着いたある色調とする。 屋外広告物は自家用とし、色彩、装飾、大きさ等により美観風致を損なわず、周辺の景観と調和し、都市景観上支障のないので、次に該当するものとする。 1 ① 広告物の全体表示面積は、3㎡以下とする。 2 ② 屋根面及び屋上に設置しない。 3 ③ 独立広告物の高さは、6m以下とする。 | |

| | | | |
|--|--|---|---|
| | | <p style="text-align: center;">”</p> <p style="text-align: center;">垣又はさく の構造 の制限</p> | <p style="text-align: right;">かき</p> <p>道路境界線から建築物等の壁面後退区域に面して、垣又はさくを設ける場合は、次に該当するものとする。</p> <p style="text-align: center;">1 ”</p> <p>① 高さ1.5m以下の生け垣又は植栽とする。</p> <p style="text-align: center;">2 ”</p> <p>② コンクリートブロック、れんが、石積み等は、高さ0.6m以下とする。また、透視可能なフェンス又は、植樹を組み合わせた場合は、全体の高さを1.5m以下とする。</p> |
|--|--|---|---|

”

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

根上町、寺井町、辰口町が合併し、能美市となったことから、従前指定していた小松能美都市計画区域の一部（小松市）を一つの都市計画区域である小松都市計画区域とし、一体の都市として総合的に、整備、開発及び保全を図ることとしている。

今回、この区域再編に併せ、小松能美都市計画地区計画を小松都市計画地区計画への名称の変更や用語の改正等を行うために地区計画を変更する。